

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	緊対 00-02 <u>R 2</u>
提出年月日	令和4年7月13日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（緊対）

(MO X燃料加工施設)

1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第三十八条 緊急時対策所」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙 6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

別紙

緊対00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(緊対)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	7/13	2	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	7/13	2	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	9/13	0	※本別紙は追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	9/13	0	※本別紙は追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	9/13	0	※本別紙は追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	9/13	0	※本別紙は追而とする。

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (1 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十八条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げる緊急時対策所を設けなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。①</p> <p>二 プルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。⑩</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。⑪</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>7. その他の加工施設</p> <p>7.7 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>7.7.1 緊急時対策所</p> <p><u>緊急時対策所は重大事故等を考慮した設計とする。①-1</u></p> <p><u>MOX燃料加工施設には重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、緊急時対策所を設置する設計とする。①-2</u></p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請において、常設設備に対しては「設置する設計とする」を用いることとしたため、記載を適正化した。(以下同じ)</p>	<p>ロ. 加工施設の一般構造</p> <p>(ト) その他の主要な構造</p> <p>(2) 重大事故等対処施設(加工施設への人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等、監視測定設備及び通信連絡を行うために必要な設備は(1)安全機能を有する施設に記載)</p> <p>⑧ 緊急時対策所</p> <p><u>緊急時対策所は重大事故等を考慮した設計とする。①-1</u></p> <p><u>MOX燃料加工施設には重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、緊急時対策所を設ける設計とする。①-2</u></p> <p>①(P5)から</p> <p>ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 非常用設備の種類</p> <p>(7) 緊急時対策所</p> <p>① 構造</p> <p><u>MOX燃料加工施設は、重大事故等が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を設ける設計とする。①-2</u></p>	<p>ト. その他の加工設備の附属施設</p> <p>(イ) 非常用設備</p> <p>(7) 緊急時対策所</p> <p>① 概要</p> <p>【凡例】</p> <p>下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)</p> <p>波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分</p> <p>灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項</p> <p>黄色ハッチング：発電炉工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所</p> <p>🗨️：発電炉との差異の理由 🟡：許可からの変更点等</p>	<p>※「緊急時対策所」</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>(1) 緊急時対策所の設置</p> <p>発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))を中央制御室以外の場所に設置する。緊急時対策所は、東海発電所と共用とするが、東海発電所と同時発災時に対応するために必要な居住性を確保する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 必要な条件</p> <p><u>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の設計とする。</u></p> <p>(緊急時対策所を構成する災害対策本部室及び宿泊・休憩室についての内容であるため省略する)</p>	<p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 技術基準要求の差異(発電炉では設計基準においても緊急時対策所の要求があるが、MOX燃料加工施設では緊急時対策所の要求は設計基準にはない)のため。</p> <p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 MOX燃料加工施設では、共用について、後段に再処理施設と共用する内容を記載しているため。</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (2 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「遮蔽設備及び換気設備を設ける等」の指す内容は、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の確認並びに緊急時対策所内外の線量率及び放射性物質濃度の確認ができる設備を設けることであり、居住性評価の添付書類で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及びMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設ける設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員を収容できる設計とする。①-3, ⑩-1, ⑪-1</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請において、可搬設備に対しては「設ける設計とする」を用いることとしたため、記載を適正化した。(以下同じ)</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及びMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員を収容できる設計とする。①-3, ⑩-1, ⑪-1</p> <p>②(P5)から</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及びMOX燃料加工施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。①-3, ⑩-1, ⑪-1</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、MOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。◇</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 (設計基準における措置についての記載であるため中略) 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。 (緊急時対策所にとどまる要員の被ばく評価、濃度計、放射線量の監視、測定及び出入管理区画についての内容であるため省略する) b. 情報の把握 緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。 (情報収集設備について具体的な内容の記載であるため省略する) c. 通信連絡 (設計基準事故等が発生した場合の措置についての記載であるため中略) 緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。 (通信連絡設備について具体的な内容の記載であるため省略する)</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (3 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 緊急時対策所として設置する設備の考え方は同様だが、緊急時対策所の設備構成を明確化するために記載した。</p> <p>【「等」の解説】 緊急時対策所に伝送する情報の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。(以下同じ)</p>	<p>緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮蔽設備(再処理施設と共用(以下同じ。))、緊急時対策建屋換気設備(再処理施設と共用(以下同じ。))、緊急時対策建屋環境測定設備(再処理施設と共用(以下同じ。))及び緊急時対策建屋放射線計測設備(再処理施設と共用(以下同じ。))を設ける設計とする。①-4</p> <p>重大事故等が発生した場合においてもMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。⑩-2</p> <p>緊急時対策所にてMOX燃料加工施設の情報把握するための設備及び緊急時対策所にパラメータ等を伝送するための設備として、情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を設ける設計とする。⑩-3</p> <p>外部電源が喪失した場合に、重大事故等に対処するために必要な電源を確保するため、緊急時対策建屋電源設備(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。①-5</p>		<p>緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備を設置又は配備する。①-4</p> <p>重大事故等が発生した場合においてもMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設置又は配備する。⑩-2</p> <p>緊急時対策所にてMOX燃料加工施設の情報把握するための設備及び緊急時対策所にパラメータ等を伝送するための設備として、情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を設置又は配備する。⑩-3</p> <p>外部電源が喪失した場合に、重大事故等に対処するために必要な電源を確保するため、緊急時対策建屋電源設備を設置する。①-5</p> <p>緊急時対策所は、非常時対策組織の要員等が緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の食料、その他の消耗品及び汚染防護服等並びにその他の放射線管理に使用する資機材等(以下「放射線管理用資機材」という。)を配備する。◇</p> <p style="text-align: center;">10(P8)へ</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等時において再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。①-9</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (4 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 想定する重大事故等の内容は，事業許可申請書において定義済みであるため。</p> <p>【「等」の解説】 「交代要員体制等」の指す内容は安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備の考慮であり、居住性評価の添付書類で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>緊急時対策所は，火災源となる潤滑油を有する8基のグローブボックス全てで火災が同時発生した場合において，火災を消火するための対策及びグローブボックス排気系及び工程室排気系の放出経路上に設置するダンパ閉止が機能しないことを条件とし，かつ，マスクの着用，交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても，緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能があいまって，緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が，7日間で100mSvを超えない設計とする。①-6</p>	<p>3(P8)から</p> <p>緊急時対策所は，想定される重大事故等に対して十分な保守性を見込み，火災源となる潤滑油を有する8基のグローブボックス全てで火災が同時発生した場合において，火災を消火するための対策及びグローブボックス排気系及び工程室排気系の放出経路上に設置するダンパ閉止が機能しないことを仮定し，かつ，マスクの着用，交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても，緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能があいまって，緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の实効線量が，7日間で100mSvを超えない設計とする。①-6</p> <p>緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合において，マスクの着用，交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しなくても，緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の实効線量が7日間で100ミリシーベルトを超えない設計とする。①-6</p>	<p>(双方の記載) <不一致の理由> 居住性評価の条件として想定する事象が異なるため。</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 (緊急時対策所にとどまる要員の居住性の確保するための措置，被ばく評価及び濃度計についての内容であるため中略) 重大事故等が発生した場合における緊急時対策所の居住性については，想定する放射性物質の放出量を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし，かつ緊急時対策所内でのマスクの着用，交替要員体制，安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても，「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」の手法を参考とした被ばく評価において，緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。 (出入管理区画の内容であるため省略する)</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備，生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 (中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置についての内容であるため中略) 緊急時対策所遮蔽及び二次遮蔽は，緊急時対策所の気密性，緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって，緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。 (出入管理区画の内容であるため省略する)</p>	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 （緊急時対策所）（5 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 緊急時対策所を設置する基本方針は同様だが、MOX燃料加工施設の事業変更許可に合わせるため、緊急時対策建屋の建屋構造を記載している。</p> <p>【許可からの変更点】 基本設計方針では、申請対象設備で担保すべき機能・性能に関する基本的な要求を満たすための設計概念、基本的な考え方を記載し、仕様表では、機能・性能を発揮するための具体的な数値等を記載することとした。(以下同じ)</p>	<p>緊急時対策所は、必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。①-7</p> <p>緊急時対策建屋(再処理施設と共用(以下同じ。))の主要構造は、地上1階(一部地上2階建て)、地下1階の建物の設計とする。①-8</p>	<p>ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 (7) 緊急時対策所 ① 構造 [1](P1)～</p> <p>MOX燃料加工施設は、重大事故等が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を設ける設計とする。①-2</p> <p>緊急時対策所は、対策本部室、待機室及び全社対策室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。①-7</p> <p>緊急時対策建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)で、[2]地上1階(一部地上2階建て)、地下1階、建築面積約4900m²[2]の建物である。①-8</p> <p>緊急時対策建屋機器配置概要図を第9図に示す。[2]</p> <p>[2](P2, 9, 11)～</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及びMOX燃料加工施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。</p>	<p>[11](P43)から</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 緊急時対策所は、必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。①-7</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (2) 必要な条件 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の設計とする。 なお、緊急時対策所は、災害対策本部室及び宿泊・休憩室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。 (「耐震性及び耐津波性」、 「中央制御室に対する独立性」及び「代替交流電源の確保」についての内容であるため省略する)</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (6 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，基準地震動による地震力に対し，耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより，その機能を喪失しない設計とする。②-1</p> <p>また，緊急時対策建屋は，大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう，標高約 55m 及び海岸からの距離約 5km の地点に設置する設計とする。②-2</p> <p>緊急時対策所は，共通要因により再処理施設の中央制御室と同時にその機能を喪失しないよう，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに，再処理施設の中央制御室からの離隔距離を確保した場所に設置する設計とする。③</p>	<p>緊急時対策所は，基準地震動による地震力に対し，耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより，その機能を喪失しない設計とする。②-1</p> <p>また，緊急時対策建屋は，大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう，標高約 55m 及び海岸からの距離約 5km の地点に設置する設計とする。②-2</p> <p>緊急時対策所は，独立性を有することにより，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時に機能喪失しない設計とする。③</p>	<p>② 設計方針</p> <p>緊急時対策所は，【◇】重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，【②-1】基準地震動による地震力に対し耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより，その機能を喪失しない設計とする。◇</p> <p>また，緊急時対策建屋は，大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう，標高約 55m 及び海岸からの距離約 5km の地点に設置する設計とする。◇</p> <p>12(P44)から</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は，【◇】共通要因により再処理施設の中央制御室と同時にその機能を喪失しないよう，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに，再処理施設の中央制御室からの離隔距離を確保した場所に設置又は配備する。③</p> <p>緊急時対策所は，独立性を有することにより，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時に機能喪失しない設計とする。◇</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (2) 必要な条件 a. 耐震性及び耐津波性 緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう，その機能に係る設備を含め，基準地震動 S_s による地震力に対し，機能を喪失しないよう設計するとともに，基準津波の影響を受けない設計とする。 緊急時対策所は敷地高さ T.P. +23 m 以上に設置し，敷地に遡上する津波による浸水の影響を受けない設計とする。</p> <p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (2) 必要な条件 b. 中央制御室に対する独立性 緊急時対策所の機能に係る設備は，中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう，中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに，中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (7 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止する方針は同様であるが、当社施設特有の機能のため。(エアロック機構)</p>	<p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱、身体汚染検査並びに除染作業ができる出入管理区画を設ける設計とする。④-1</p> <p>また、建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。④-2</p>	<p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。④-1</p>	<p>13(P29)へ</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、多重性を有する設計とする。⑨-1</p> <p>14(P44)から</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、【◇】出入管理区画【④-1】を設ける設計とする。◇</p> <p>また、建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。④-2</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。◇</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3)緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 (緊急時対策所にとどまる要員の居住性の確保するための措置、被ばく評価、濃度計及び放射線量の監視、測定についての内容であるため中略) 緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 (中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置についての内容であるため中略) 緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (8 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など」とは、非常時対策組織の要員であり、居住性評価の添付書類で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等対処において再処理施設と共用し、共用によって対処に影響を及ぼさない設計とする。①-9</p> <p>緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等外への放射性物質の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びに再処理施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。また、再処理施設において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。①-2</p>	<p>③(P4)へ</p> <p>緊急時対策所は、想定される重大事故等に対して十分な保守性を見込み、火災源となる潤滑油を有する8基のグローブボックス全てで火災が同時発生した場合において、火災を消火するための対策及びグローブボックス排気系及び工程室排気系の放出経路上に設置するダンパ閉止が機能しないことを仮定し、かつ、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能があいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。①-6</p> <p>④(P10, 14, 19, 25, 32)へ</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等対処において再処理施設と共用し、共用によって対処に影響を及ぼさない設計とする。①-9, ⑬-2, 5, 9, 12, 18</p> <p>緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等外への放射性物質の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びに再処理施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。また、再処理施設において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。①-2</p>	<p>⑩(P3)から</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等時において再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。①-9</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (1) 緊急時対策所の設置 発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。））を中央制御室以外の場所に設置する。緊急時対策所は、東海発電所と共用とするが、東海発電所と同時発災時に対応するために必要な居住性を確保する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p> <p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 (設計基準における措置についての記載であるため中略) 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。 (緊急時対策所にとどまる要員の被ばく評価、濃度計、放射線量の監視、測定及び出入管理区画についての内容であるため省略する)</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では当該記載は、前段(1ページ)にて記載している。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (9 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>7.7.2 緊急時対策建屋の遮蔽設備</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。⑤-1</p> <p>【許可からの変更点】 基本設計方針において、当該設備の説明に必要な記載のみとなるよう、記載を適正化したため。 (以下同じ)</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。⑫-1</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。⑫-2</p>	<p>② 主要な設備・機器の種類 a. 緊急時対策建屋の遮蔽設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋の遮蔽設備を常設重大事故等対処設備として設置する。⑤-1</p> <p>(7) 緊急時対策所 (P5) から</p> <p>① 構造 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とする【⑤-1】とともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及びMOX燃料加工施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。⑫-1</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。⑫-2</p>		<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。 (緊急時対策所にとどまる要員の被ばく評価、濃度計、放射線量の監視、測定及び出入管理区画についての内容であるため省略する)</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 (中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置についての内容であるため中略)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、二次遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、緊急時対策所加圧設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、酸素濃度計（東海、東海第二発電所共用）、二酸化炭素濃度計（東海、東海第二発電所共用）、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける設計とする。 (出入管理区画の内容であるため省略する)</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、当該記載は前段(7.7.1 緊急時対策所)にて記載しているため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では後段(緊急時対策建屋換気設備)にて記載しているため。</p>

(当社の記載)
<不一致の理由>
第三十条(重大事故等対処設備)の設計方針を個別条文中に展開し、記載することとしたため。

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (10 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「倒壊等」とは他の設備に悪影響を及ぼす可能性のある事象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 第三十条(重大事故等対処設備)の設計方針を個別条文に展開し、記載することとしたため。</p> <p>【許可からの変更点】 各重大事故等対処設備に対する共用における考慮に係る設計について明確化するため。 (以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 第三十条(重大事故等対処設備)の設計方針展開を踏まえた記載の適正化。(以下同じ)</p> <p>【「等」の解説】 詳細な保守・修理の方法については、保安規定に基づき策定する施設管理実施計画において明確化するため、基本設計方針では「等」のままとした。(以下同じ)</p>	<p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑬-1</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、再処理施設と共用する。⑬-2 再処理施設と共用する緊急時対策建屋の遮蔽設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等時に同時に対処することを考慮し、十分な遮蔽機能を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑬-2</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。⑮-1</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検が可能な設計とする。⑯-1 また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。⑯-1</p>	<p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑬-1</p> <p>④(P8)から</p> <p>(7) 緊急時対策所 ① 構造 緊急時対策所は、重大事故等対処において再処理施設と共用し、共用によって対処に影響を及ぼさない設計とする。 ⑬-2</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。⑮-1</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検が可能な設計とする。⑯-1</p> <p>(a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備 i. 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備(再処理施設と共用) 厚さ 約1.0 m以上④</p>			

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (11 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>7.7.3 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう居住性を確保するため，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計，待機室差圧計及び監視制御盤を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。⑥-1</p>	<p>b. 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋換気設備を常設重大事故等対処設備として設置する。⑥-1</p> <p>(7) 緊急時対策所</p> <p>① 構造</p> <p>緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とする【⑥-1】とともに，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及びMOX燃料加工施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また，重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。</p>	<p>15(P46)から</p> <p>④ 系統構成及び主要設備</p> <p>a. 系統構成</p> <p>(b) 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう，【◇】緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計，待機室差圧計及び監視制御盤を常設重大事故等対処設備として設置する【◇】設計とする。⑥-1</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>(3) 緊急時対策所の機能</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p>緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるように，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>(緊急時対策所にとどまる要員の被ばく評価，濃度計，放射線量の監視，測定及び出入管理区画についての内容であるため省略する)</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目</p> <p>2. 換気設備，生体遮蔽装置等</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>(中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置についての内容であるため中略)</p> <p>重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，緊急時対策所遮蔽（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），二次遮蔽，緊急時対策所非常用換気設備（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），緊急時対策所加圧設備（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），酸素濃度計（東海，東海第二発電所共用），二酸化炭素濃度計（東海，東海第二発電所共用），可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エアモニタを設ける設計とする。</p> <p>(出入管理区画の内容であるため省略する)</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では，当該記載は前段(7.7.1 緊急時対策所)にて記載しているため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では前段及び後段(緊急時対策建屋の遮蔽設備，環境測定設備，放射線計測設備)にて記載しているため。</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (12 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 居住性の確保という方針は同様であるが、MOX燃料加工施設特有の機能を記載するため。(発電炉には再循環モードが無いため)</p> <p>【許可からの変更点】 緊急時対策建屋換気設備であることを明確化した。</p>	<p>緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。⑥-2</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋内の空気を再循環できる設計とする。⑥-3</p> <p>また、再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。⑥-4</p> <p>緊急時対策建屋換気設備のうち、緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、必要な非常時対策組織の要員が一定期間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。⑥-5</p> <p>緊急時対策建屋換気設備のうち、対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。⑥</p>	<p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋内の空気を再循環できる設計とする。⑥-3</p> <p>また、再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットにより待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。⑥-4</p>	<p>16(P46)から</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (b) 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。⑥-2</p> <p>17(P47)から</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (b) 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、【◇】再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、【⑥-3】外気を取り入れを遮断し、【◇】緊急時対策建屋フィルタユニットを通して【⑥-3】緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。◇</p> <p>18(P47)から</p> <p>また、再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニット【◇】から空気を供給することで【⑥-4】待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、約50人【◇】の非常時対策組織の要員が2日間【◇】とどまるために必要となる容量を有する設計とする。⑥-5</p> <p>対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。⑥-6</p>	<p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.2 換気設備 2.2.2 緊急時対策所換気系 緊急時対策所非常用換気設備として、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置（東海、東海第二発電所共用）を設ける設計とする。また、緊急時対策所等の加圧のために、緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用差圧計を設ける設計とする。 緊急時対策所加圧設備は、緊急時対策所等を正圧化し、緊急時対策所等内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を設置及び保管する設計とする。 (緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の設計条件及び耐震性についての内容であるため省略する)</p> <p>※「放射線管理施設」赤枠部抜粋 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 (中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置についての内容であるため中略) 緊急時対策所非常用換気設備である緊急時対策所非常用送風機（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））は、緊急時対策所建屋を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。 緊急時対策所加圧設備は、プルーム通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。 緊急時対策所用差圧計（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））（個数1、計測範囲0～200 Pa）は、緊急時対策所等の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧を監視できる設計とする。 (緊急時対策所遮蔽及び二次遮蔽及び出入管理区画の内容であるため省略する)</p>	<p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 MOX燃料加工施設では個数及び計測範囲については、仕様表で示すため。</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (13 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条(重大事故等 対処設備)の設計方針 を個別条文に展開し， 記載することとしたた め。</p>	<p>緊急時対策建屋換気設備は，共通要因 によって再処理施設の中央制御室と同時 にその機能が損なわれるおそれがないよ う，離隔距離を確保することで，再処理 施設の中央制御室に対して独立性を有す る設計とする。⑫-3</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，共通要因 によって再処理施設の中央制御室と同時 にその機能が損なわれるおそれがないよ う，緊急時対策建屋に設置することによ り，再処理施設の中央制御室と位置的分 散を図る設計とする。⑫-4</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策 建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機 は，多重性を有する設計とする。⑫-5</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，他の設備 から独立して単独で使用可能なことによ り，他の設備に悪影響を及ぼさない設計 とする。⑬-3</p>	<p><u>緊急時対策建屋換気設備は，共通要因 によって再処理施設の中央制御室と同時 にその機能が損なわれるおそれがないよ う，離隔距離を確保することで，再処理 施設の中央制御室に対して独立性を有す る設計とする。⑫-3</u></p> <p><u>緊急時対策建屋換気設備は，共通要因 によって再処理施設の中央制御室と同時 にその機能が損なわれるおそれがないよ う，緊急時対策建屋に設置することによ り，再処理施設の中央制御室と位置的分 散を図る設計とする。⑫-4</u></p> <p>⑤(P16)から</p> <p>(a) 緊急時対策建屋換気設備 i. 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋送風機(再処理施設と共 用) 台数 4台【④】(予備として故障 時のバックアップを2台【④】) 容量 約63500m³/h/台【④】 緊急時対策建屋排風機(再処理施設と共 用) 台数 4台(予備として故障時のバ ックアップを2台) 容量 約63500m³/h/台【④】</p> <p><u>緊急時対策建屋換気設備は，他の設備 から独立して単独で使用可能なことによ り，他の設備に悪影響を及ぼさない設計 とする。⑬-3</u></p>	<p>⑫(P37)から</p> <p>② 系統構成 a. 共通要因故障に対する考慮 (a) 常設重大事故等対処設備</p> <p><u>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策 建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は それぞれ2台で緊急時対策建屋内を換気 するために必要な換気容量を有するもの を合計4台設置することで，【◇】多重性 を有する設計とする。⑫-5</u></p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (14 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条（重大事故等 対処設備）の設計方針 を個別条文に展開し， 記載することとしたた め。</p>	<p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑬-4</p> <p>緊急時対策建屋の換気設備は，再処理施設と共用する。⑬-5</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等時に同時に対処することを考慮し，十分な数量及び容量を確保することで，共用によって重大事故等への対処に影響を及ぼさない設計とする。⑬-5, ⑭-1</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有する設計とする。また，緊急時対策建屋フィルタユニットは，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な基数及び故障時のバックアップを含めた基数を有する設計とする。⑬-6, ⑭-1</p>	<p>④(P8)から</p> <p>(7) 緊急時対策所</p> <p>① 構造</p> <p>緊急時対策所は，重大事故等対処において再処理施設と共用し，共用によって対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>⑬-5</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な2台【2】を有する設計とするとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた4台【2】以上を有する設計とする。また，緊急時対策建屋フィルタユニットは，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な5基【2】を有する設計とするとともに，故障時のバックアップを含めた6基【2】以上を有する設計とする。</p> <p>⑬-6, ⑭-1</p>	<p>② 系統構成 ②(P39)から</p> <p>b. 悪影響防止</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機並びに緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプ【◇】は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑬-4</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (15 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条(重大事故等 対処設備)の設計方針 を個別条文に展開し、 記載することとしたた め。</p> <p>【「等」の解説】 風(台風)等の詳細は、 「8.1 安全機能を有する 施設及び重大事故等対処 設備」で建屋により損傷 を防止する自然現象の総 称として示しているた め。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 第三十条(重大事故等対 処設備)の設計方針展開 を踏まえた記載の適正 化。(以下同じ)</p>	<p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、再処理施設において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合、待機室の居住性を確保するため、待機室を正圧化し、待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる容量を有する設計とする。⑬-7, ⑭-2</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑮-2</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑮-3</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、独立して動作確認及び分解点検が可能な設計とする。⑯-2</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、<u>保守等が可能な設計とする。⑯-2</u></p>	<p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、再処理施設において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合、待機室の居住性を確保するため、待機室を正圧化し、待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる <u>4900m³【四】以上を有する設計とする。⑬-7, ⑭-2</u></p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。⑮-2</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。⑮-3</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、通常時において、<u>重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認が可能な設計とする。また、当該設備を健全に維持するため、独立して分解点検が可能な設計とする。⑯-2</u></p>			

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (16 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="166 611 468 930" style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条(重大事故等 対策設備)の設計方針 を個別条文に展開し、 記載することとしたた め。</p> </div>	<p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは、通常時において、<u>重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。</u>⑩-3 <u>また、当該機能を健全に維持するため、 保守等が可能な設計とする。</u>⑩-3</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、通常時において、<u>重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。</u>⑩-4 <u>また、当該機能を健全に維持するため、 保守等が可能な設計とする。</u>⑩-4</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、通常時において、<u>重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。</u>⑩-5 <u>また、当該機能を健全に維持するため、 保守等が可能な設計とする。</u>⑩-5</p>	<p><u>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは、通常時において、 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。</u>⑩-3</p> <p><u>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、通常時において、 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。</u>⑩-4</p> <p><u>緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、通常時において、 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。</u>⑩-5</p> <p>(a) 緊急時対策建屋換気設備 i. 常設重大事故等対策設備 5(P13)へ</p> <p>緊急時対策建屋送風機(再処理施設と共用) 台数 4台【<input checked="" type="checkbox"/>】(予備として故障時のバックアップを2台【<input checked="" type="checkbox"/>】) 容量 約63500m³/h/台 【<input checked="" type="checkbox"/>】</p> <p>緊急時対策建屋排風機(再処理施設と共用) 台数 4台(予備として故障時のバックアップを2台) 容量 約63500m³/h/台 【<input checked="" type="checkbox"/>】</p> <p>緊急時対策建屋フィルタユニット(再処理施設と共用) 種類 高性能粒子フィルタ2段内蔵型 台数 6基(予備として故障時のバックアップを1基)</p>			

基本設計方針の許可整合性, 発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (17 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		粒子除去効率 99.9%以上 (0.15 μ mD OP粒子) 容 量 約 25400m ³ /h/基 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ (再処理施設と共用) 数 量 1式 緊急時対策建屋加圧ユニット (再処理施 設と共用) 容 量 4900m ³ 以上 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁 (再処理施設と共用) 数 量 1式 対策本部室差圧計 (再処理施設と共用) 基 数 1基 測定範囲 -0.5~0.5kPa 待機室差圧計 (再処理施設と共用) 基 数 1基 監視制御盤 (再処理施設と共用) 面 数 1面□			

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (18 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>7.7.4 緊急時対策建屋環境測定設備 <u>緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が，緊急時対策所にとどまることができるよう，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</u>⑦-1</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障ない範囲にあることを把握できる設計とする。⑦-2</p>	<p>c. 緊急時対策建屋環境測定設備 <u>重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋環境測定設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</u>⑦-1</p>	<p>21(P48)から</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (c) 緊急時対策建屋環境測定設備 <u>緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が，【◇】緊急時対策所にとどまることができることを確認するため，【◇】可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する【◇】設計とする。</u>⑦-1</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障ない範囲にあることを把握できる設計とする。⑦-2</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 (緊急時対策所にとどまる要員の居住性の確保するための措置及び被ばく評価についての内容であるため中略) <u>緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障ない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計（東海，東海第二発電所共用）（個数1（予備1））及び二酸化炭素濃度計（東海，東海第二発電所共用）（個数1（予備1））を保管する設計とするとともに，室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視，測定するため，さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。</u> (出入管理区画の内容であるため省略する)</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では，濃度計の個数については次ページにて示している。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 放射線量等の監視を行うための設備は，「7.7.5 緊急時対策建屋放射線計測設備」にて記載している。</p>
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条（重大事故等対処設備）の設計方針を個別条文に展開し，記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋環境測定設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。⑫-6</p>	<p>緊急時対策建屋環境測定設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。⑫-6</p>			

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (19 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条(重大事故等 対処設備)の設計方針 を個別条文に展開し、 記載することとしたた め。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請において、 保守点検に対しては 「点検保守」を用いる こととしたため、記載 を適正化した。(以下同 じ)</p>	<p>緊急時対策建屋環境測定設備は、共通 要因によって再処理施設の中央制御室と 同時にその機能が損なわれるおそれがない ように、故障時のバックアップを含め て必要な数量を再処理施設の中央制御室 が設置される制御建屋から100m以上の 離隔距離を確保した外部保管エリアに保 管するとともに、緊急時対策建屋にも保 管することで位置的分散を図る設計とす る。⑬-7</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、他の 設備から独立して単独で使用可能なこと により、他の設備に悪影響を及ぼさない 設計とする。⑬-8</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、再処 理施設と共用する。⑬-9 再処理施設と共用する緊急時対策建屋 環境測定設備は、再処理施設及びMOX燃 料加工施設における重大事故等時に同時 に対処することを考慮し、十分な台数を 確保することで、共用によって重大事故 等時の対処に影響を及ぼさない設計とす る。⑬-9, ⑭-3</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋 環境測定設備は、緊急時対策所の酸素濃 度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度 が活動に支障がない範囲内であることの 測定をするために必要な1台を有する設 計とするとともに、保有数は、必要数と して1台、予備として故障時及び点検保 守による待機除外時のバックアップを2 台の合計3台を確保する設計とする。⑬ -10, ⑭-3</p>	<p>緊急時対策建屋環境測定設備は、共通 要因によって再処理施設の中央制御室と 同時にその機能が損なわれるおそれがない ように、故障時のバックアップを含め て必要な数量を再処理施設の中央制御室 が設置される制御建屋から100m以上の 離隔距離を確保した外部保管エリアに保 管するとともに、緊急時対策建屋にも保 管することで位置的分散を図る。⑬-7</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、他の 設備から独立して単独で使用可能なこと により、他の設備に悪影響を及ぼさない 設計とする。⑬-8</p> <p>(7) 緊急時対策所 ④(P8)から</p> <p>① 構造 緊急時対策所は、重大事故等対処にお いて再処理施設と共用し、共用によって 対処に影響を及ぼさない設計とする。 ⑬-9</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋 環境測定設備は、緊急時対策所の酸素濃 度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度 が活動に支障がない範囲内であることの 測定をするために必要な1台を有する設 計とするとともに、保有数は、必要数と して1台、予備として故障時及び保守点 検による待機除外時のバックアップを2 台の合計3台以上を確保する。⑬-10, ⑭ -3</p>			

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (20 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条（重大事故等 対処設備）の設計方針 を個別条文に展開し， 記載することとしたた め。</p>	<p>緊急時対策建屋環境測定設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑮-4</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護を行うことにより，<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑮-5</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑮-6</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。⑮-7</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，通常時において，<u>重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。</u> <u>また，当該機能を健全に維持するため，<u>保守等が可能な設計とする。</u></u>⑯-6</p>	<p><u>緊急時対策建屋環境測定設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。</u>⑮-4</p> <p><u>緊急時対策建屋環境測定設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。</u>⑮-5</p> <p><u>緊急時対策建屋環境測定設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，機能を損なわない設計とする。</u>⑮-6</p> <p><u>緊急時対策建屋環境測定設備は，通常時において，<u>重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。</u></u>⑯-6</p>	<p>② 系統構成 d. 環境条件等 (b) 可搬型重大事故等対処設備 <u>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備【◇】は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。</u> ⑮-7</p> <p>22(P43)から</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 （緊急時対策所）（21 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>(a) 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>i. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型酸素濃度計（再処理施設と共用） （設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>台 数 3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）☑</p> <p>可搬型二酸化炭素濃度計（再処理施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>台 数 3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）☑</p> <p>可搬型窒素酸化物濃度計（再処理施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>台 数 3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）☑</p>			

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (22 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 設備を構成する機器を明確化するために記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 文章構成を踏まえた記載の適正化。</p>	<p>7.7.5 緊急時対策建屋放射線計測設備 重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋放射線計測設備として可搬型屋内モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。⑧-1</p> <p>可搬型屋内モニタリング設備は、可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。⑧-2</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機で構成する。⑧-3</p>	<p>d. 緊急時対策建屋放射線計測設備 重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋放射線計測設備として可搬型屋内モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング設備【⑧-1】並びに代替モニタリング設備の一部である監視測定用運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑧-1, ⑩-1 代替モニタリング設備については「へ。(ロ)(1)①b. 代替モニタリング設備」に示す。⑩-1</p> <p>6(P27)へ</p>	<p>23(P48)から</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (d) 緊急時対策建屋放射線計測設備 i. 可搬型屋内モニタリング設備 可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、【◇】可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する【◇】設計とする。⑧-2</p> <p>24(P48)から</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (d) 緊急時対策建屋放射線計測設備 ii. 可搬型環境モニタリング設備 可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、【◇】可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する【◇】設計とする。⑧-3</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 (緊急時対策所にとどまる要員の居住性の確保するための措置及び被ばく評価についての内容であるため中略) 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計（東海，東海第二発電所共用）（個数 1（予備 1））及び二酸化炭素濃度計（東海，東海第二発電所共用）（個数 1（予備 1））を保管する設計とするとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視，測定するため，さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。 (出入管理区画の内容であるため省略する)</p>	<p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 緊急時対策所内の環境を測定する設備は、「7.7.4 緊急時対策建屋環境測定設備」にて記載している。</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (23 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 対象となる設備を明確化した。</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 発電炉は設置許可にて可搬型発電機ではなく、外部バッテリーを使用することとしており、当社固有の設計となるため。</p>	<p>可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。⑧-4</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合において、換気モードの切替判断を行うために、線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。⑧-5</p> <p>また、可搬型環境モニタリング設備は、指示値を可搬型データ伝送装置により情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。⑧-6</p> <p>可搬型環境モニタリング設備のうち、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は、可搬型発電機から受電できる設計とする。⑧-7</p>		<p>25(P48)から</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (d) 緊急時対策建屋放射線計測設備 i. 可搬型屋内モニタリング設備 可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。⑧-4</p> <p>26(P49)から</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (d) 緊急時対策建屋放射線計測設備 ii. 可搬型環境モニタリング設備 可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合において、換気モードの切替判断を行うために、線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。⑧-5</p> <p>27(P49)から</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (d) 緊急時対策建屋放射線計測設備 ii. 可搬型環境モニタリング設備 また、指示値を可搬型データ伝送装置により情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。⑧-6</p> <p>可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は、可搬型発電機から受電できる設計とする。⑧-7</p>	<p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.2 エリアモニタリング設備 (緊急時対策所以外の場所に設けるエリアモニタリング設備についての内容であるため中略) エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所に設ける緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所に設ける緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストは、重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 (緊急時対策所以外の場所に設ける移動式周辺モニタリング設備についての内容であるため中略) 可搬型モニタリング・ポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊急時対策所付近等において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とするとともに、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断に用いる設計とする。</p>	備考

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (24 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条(重大事故等 対処設備)の設計方針 を個別条文に展開し、 記載することとしたた め。</p> <p>【許可からの変更点】 語句の統一のため。</p>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、<u>離隔距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。</u>⑫-8</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。⑫-9</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。⑫-10</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑬-11</p>	<p><u>緊急時対策建屋放射線計測設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。</u>⑫-8</p> <p><u>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。</u>⑫-9</p> <p><u>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される再処理施設の中央制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。</u>⑫-10</p> <p><u>緊急時対策建屋放射線計測設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u>⑬-11</p>			

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (25 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 仕様表対象の機器と仕様表対象外の機器に分けたため。</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 第三十条（重大事故等 対処設備）の設計方針 を個別条文に展開し、 記載することとしたた め。</p>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備は、再 処理施設と共用する。⑬-12 再処理施設と共用する緊急時対策建屋 放射線計測設備は、再処理施設及びMOX 燃料加工施設における重大事故等時に同 時に対処することを考慮し、十分な台数 を確保することで、共用によって重大事 故等時への対処に影響を及ぼさない設計 とする。⑬-12, ⑭-4</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋 放射線計測設備の可搬型屋内モニタリン グ設備の可搬型エアモニタ及びアルファ ・ベータ線用サーベイメータ並びに可 搬型環境モニタリング設備の可搬型線量 率計及び可搬型ダストモニタは、重大事 故等に対処するために必要な指示を行う 要員がとどまることができることを確認 するために必要な台数を有する設計とす るとともに、保有数は、必要数及び予備 として故障時のバックアップを含め十分 な台数を確保する設計とする。⑬-13, ⑭ -5</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋 放射線計測設備の可搬型屋内モニタリン グ設備の可搬型ダストサンプラ及び可搬 型環境モニタリング設備の可搬型データ 伝送装置は、重大事故等に対処するた めに必要な指示を行う要員がとどまるこ とができることを確認するために必要な1 台を有する設計とするとともに、保有数 は、必要数として1台、予備として故障 時のバックアップを1台の合計2台を確 保する設計とする。⑬-14, ⑭-6</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋 放射線計測設備の可搬型環境モニタリン グ設備の可搬型発電機は、可搬型線量率 計等に給電できる容量を有する設計とす るとともに、保有数は、必要数及び予備 として故障時及び点検保守による待機除 外時のバックアップを含め十分な台数を 確保する設計とする。⑬-15, ⑭-7</p>	<p>④(P8)から</p> <p>(7) 緊急時対策所 ① 構造 緊急時対策所は、重大事故等対処にお いて再処理施設と共用し、共用によって 対処に影響を及ぼさない設計とする。 ⑬-12</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋 放射線計測設備の可搬型屋内モニタリン グ設備並びに可搬型環境モニタリング設 備の可搬型線量率計、可搬型ダストモニ タ及び可搬型データ伝送装置は、重大事 故等に対処するために必要な指示を行う 要員がとどまることができることを確認 するために必要な1台【④】を有する設計 とするとともに、保有数は、必要数とし て1台【④】、予備として故障時のバック アップを1台【④】の合計2台【④】以上を 確保する。⑬-13, 14, ⑭-4, 5, 6</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋 放射線計測設備の可搬型環境モニタリン グ設備の可搬型発電機は、可搬型線量率 計等に給電できる容量を有する設計とす るとともに、保有数は、必要数として1 台【④】、予備として故障時及び保守点検 による待機除外時のバックアップを2台 【④】の合計3台【④】以上を確保する。⑬ -15, ⑭-7</p>			

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 （緊急時対策所）（26 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="172 951 477 1241" style="border: 1px solid black; background-color: #ffff00; padding: 5px;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条（重大事故等 対処設備）の設計方針 を個別条文に展開し， 記載することとしたた め。</p> </div>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑮-7</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑮-8</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護を行うことにより，<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑮-9</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑮-10</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。⑮-11</p>	<p><u>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。</u>⑮-7</p> <p><u>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。</u>⑮-8</p> <p><u>緊急時対策建屋放射線計測設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。</u>⑮-9</p> <p><u>緊急時対策建屋放射線計測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，機能を損なわない設計とする。</u>⑮-10</p> <p><u>緊急時対策建屋放射線計測設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。</u>⑮-11</p>			

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (27 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条(重大事故等 対処設備)の設計方針 を個別条文に展開し， 記載することとしたた め。</p> <p>【許可からの変更点】 他条文の設備を使用する 記載において，当該設備 の設計方針の記載箇所を 明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】 可搬型発電機の燃料補給 に使用する設備を明確化 するため。</p>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。⑩-7 また，当該機能を健全に維持するため，<u>保守等が可能な設計とする。⑩-7</u></p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。⑩-8 また，当該機能を健全に維持するため，<u>保守等が可能な設計とする。⑩-8</u></p> <p>可搬型環境モニタリング設備は，「I I-1 第2章 6.放射線管理施設」の監視測定用運搬車で運搬可能な設計とする。⑰-1</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機への燃料の補給は，「I I-1 第2章 7.4 補機駆動用燃料補給設備」の軽油貯蔵タンクローリから燃料を補給可能な設計とする。⑱-1</p>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，通常時において，<u>重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。⑩-7</u></p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は，通常時において，<u>重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。⑩-8</u></p> <p>⑥(P22)から</p> <p>d. 緊急時対策建屋放射線計測設備並びに代替モニタリング設備の一部である監視測定用運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑰-1</p> <p>代替モニタリング設備については「へ。(ロ)(1)①b.代替モニタリング設備」に示す。⑰-1</p> <p>(a) 可搬型屋内モニタリング設備 i. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型エリアモニタ(再処理施設と共用) 台数 2台(予備として故障時のバックアップを1台) 計測範囲 0.001~99.99mSv/h[2]</p>	<p>(4) 補機駆動用燃料補給設備 ① 概要 a. 重大事故等対処設備の補機駆動用燃料補給設備 重大事故等時の対処に用いる可搬型発電機へ燃料を補給するために使用する補機駆動用燃料補給設備として，常設重大事故等対処設備の軽油貯槽を設置し，可搬型重大事故等対処設備の軽油用タンクローリを配備する。 再処理施設の軽油貯槽は，ホイールローダ，大型移送ポンプ車，ホース展開車，運搬車，可搬型中型移送ポンプ運搬車及び軽油用タンクローリに燃料を補給できる設計とする。⑱-1</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (28 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>可搬型ダストサンプラ（再処理施設と共用） 台数 2台（予備として故障時のバックアップを1台）☑</p> <p>アルファ・ベータ線用サーベイメータ（再処理施設と共用） 台数 2台（予備として故障時のバックアップを1台） 計測範囲 B. G～100kmin⁻¹（アルファ線） 計測範囲 B. G～300 kmin⁻¹（ベータ線）☑</p> <p>(b) 可搬型環境モニタリング設備 i. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型線量率計（再処理施設と共用） 種類 NaI（T1）シンチレーション式検出器半導体式検出器 計測範囲 B. G. ～100mSv/h 又は mGy/h 台数 2台（予備として故障時のバックアップを1台）☑</p> <p>可搬型ダストモニタ（再処理施設と共用） 種類 ZnS（Ag）シンチレーション式検出器 プラスチックシンチレーション式検出器 計測範囲 B. G. ～99.9kmin⁻¹ 台数 2台（予備として故障時のバックアップを1台）☑</p> <p>可搬型データ伝送装置（再処理施設と共用） 台数 2台（予備として故障時のバックアップを1台）☑</p> <p>可搬型発電機（再処理施設と共用） 台数 3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） 容量 約3kVA/台☑</p> <p>(c) 代替モニタリング設備 i. 可搬型重大事故等対処設備 監視測定用運搬車 台数 1台☑</p>			

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条（緊急時対策所）（29 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 電源を確保する基本方針は同様だが、MOX燃料加工施設の事業変更許可に合わせるため、緊急時対策建屋電源設備の設備構成を記載している。</p> <p>【許可からの変更点】 燃料の補給に使用する機器を明確化した。</p>	<p>7.7.6 緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、緊急時対策建屋電源設備として、多重性を有する電源設備及び燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。⑨-1</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の電源設備は、外部電源が喪失し、重大事故等が発生した場合に、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV 緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋低圧系統 460V 緊急時対策建屋用母線及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。⑨-2</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV 緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統 460V 緊急時対策建屋用母線を介して、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備に給電できる設計とする。⑨-3</p> <p>また、緊急時対策建屋用発電機は、運転中においても燃料油移送ポンプにより燃料の補給が可能な設計とする。⑨-4</p>	<p>e. 緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、緊急時対策建屋電源設備として、電源設備及び燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として設置する。⑨-1</p>	<p>② 設計方針 緊急時対策建屋電源設備は、多重性を有する設計とする。⑨-1</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (e) 緊急時対策建屋電源設備 i 電源設備 緊急時対策建屋電源設備は、外部電源が喪失し、重大事故等が発生した場合に、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV 緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋低圧系統 460V 緊急時対策建屋用母線及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。⑨-2</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した【◇】緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV 緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統 460V 緊急時対策建屋用母線を介して、緊急時対策建屋換気設備、所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に給電できる設計とする。⑨-3</p> <p>また、緊急時対策建屋用発電機は、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、【◇】運転中においても燃料の補給が可能な設計とする。⑨-4</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (2) 必要な条件 c. 代替交流電源の確保 緊急時対策所には、常用電源設備からの給電が喪失した場合に、代替電源設備である緊急時対策所用発電機（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））からの給電が可能な設計とする。なお、緊急時対策所用発電機は、プルーム通過時において、燃料を自動で補給し運転継続できる設計とする。 緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、2台設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>※「非常用電源設備」 第2章 個別項目 4. 燃料設備 4.3 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機への給油 緊急時対策所用発電機の燃料は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（東海、東海第二発電所共用）及び緊急時対策所用発電機給油ポンプ（東海、東海第二発電所共用）により補給できる設計とする。</p> <p>※「非常用電源設備」 第2章 個別項目 2. 交流電源設備 2.3 緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））は、緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））（6900 V, 1200 A のものを1個）、緊急時対策所用動力変圧器（東海、東海第二発電所共用）（1400 kVA, 6900/480 V のものを1個）、緊急時対策所用パワーセンタ（東海、東海第二発電所共用）（480 V, 1800 A のものを1個）、緊急時対策所用モータコントロールセンタ（東海、東海第二発電所共用）（480 V, 1200 A 及び210 V, 800 A のものを2個）、緊急時対策所用100V 分電盤（東海、東海第二発電所共用）</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条（緊急時対策所）（30 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電機への燃料補給に関する基本方針は同様だが、MOX燃料加工施設の事業変更許可に合わせて、燃料の補給の流路となる設備を記載している。</p> <p>【許可からの変更点】 緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備であることを明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】 給電元となる設備の名称を明確化した。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>燃料補給の本系統の流路として、燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。⑨-5</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備は、重大事故等への対処に必要な燃料を供給できるようにするため、重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。⑨-6</p> <p>緊急時対策建屋は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために代替電源である緊急時対策建屋電源設備から給電ができる設計とする。⑨-7</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。⑩-11</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。⑩-12</p>	<p>緊急時対策建屋電源設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。⑩-11</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、共通要因によって再処理の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。⑩-12</p>	<p>29(P50)から</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (e) 緊急時対策建屋電源設備 i 電源設備 燃料の補給の本系統の流路として、燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する。⑨-5</p> <p>30(P50)から</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (e) 緊急時対策建屋電源設備 ii 燃料補給設備 燃料補給設備は、重大事故等への対処に必要な燃料を供給できるようにするため、重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。⑨-6</p> <p>31(P49)から</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (e) 緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策建屋は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために代替電源から給電ができる設計とする。⑨-7</p>	<p>(105 V, 800 A のものを2 個及び105 V, 400 A のものを1 個)、緊急時対策所用直流125 V 主母線盤（東海、東海第二発電所共用）（125 V, 1200 A のものを1 個）、緊急時対策所用直流125 V 分電盤（東海、東海第二発電所共用）（125 V, 800 A のものを1 個）を經由して緊急時対策所非常用送風機（東海、東海第二発電所共用）、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）（東海、東海第二発電所共用）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）等へ給電できる設計とする。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (31 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="186 936 448 1325" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; width: fit-content;"> (当社の記載) <不一致の理由> 第三十条重大事故 等対処設備展開を 個別に記載すること としたため。 </div>	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は，多重性を有する設計とするとともに，それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。⑫-13	<div data-bbox="1323 275 1516 327" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7(P34)から</div> (a) 電源設備 i. 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋用発電機(再処理施設と共用) 台数 2台【㊦】(予備として故障時のバックアップを1台【㊦】)	<div data-bbox="1789 275 1982 327" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">32(P37)から</div> ② 系統構成 a. 共通要因故障に対する考慮 (a) 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は，1台で緊急時対策建屋に給電するために必要な容量を有するものを2台設置，緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線を2系統，緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を4系統有し，【◇】多重性を有する設計とするとともに，それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。⑫-13		
	緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは，多重性を有する設計とする。⑫-14	<div data-bbox="1308 873 1501 926" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8(P34)から</div> (a) 電源設備 i. 常設重大事故等対処設備 燃料油移送ポンプ(再処理施設と共用) 台数 4台【㊦】(予備として故障時のバックアップを3台【㊦】)	<div data-bbox="1813 831 2006 884" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">33(P38)から</div> ② 系統構成 a. 共通要因故障に対する考慮 (a) 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは，1台で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台，合計4台設置することで，【◇】多重性を有する設計とする。⑫-14		
	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，多重性を有する設計とする。⑫-15	<div data-bbox="1308 1262 1501 1314" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9(P34)から</div> (a) 電源設備 i. 常設重大事故等対処設備 重油貯槽(再処理施設と共用) 基数 2基【㊦】	<div data-bbox="1813 1241 2006 1293" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">34(P38)から</div> ② 系統構成 a. 共通要因故障に対する考慮 (a) 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，外部からの支援がなくとも，1基で緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な容量を有するものを2基設置することで，【◇】多重性を有する設計とする。⑫-15		
	緊急時対策建屋電源設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑬-16	緊急時対策建屋電源設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑬-16			

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (32 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑬-17</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、再処理施設と共用する。⑬-18 再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等時に同時に対処することを考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑬-18, ⑭-8</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、緊急時対策建屋に給電するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を設置し多重性を有するとともに、独立した系統構成を有する設計とする。⑬-19, ⑭-9</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有する台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有し、多重性を有する設計とする。⑬-20, ⑭-10</p>	<p>④(P8)から</p> <p>(7) 緊急時対策所 ① 構造 緊急時対策所は、重大事故等対処において再処理施設と共用し、共用によって対処に影響を及ぼさない設計とする。 ⑬-18</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、緊急時対策建屋に給電するために必要な1台【⑫】を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた2台【⑫】以上設置し多重性を有するとともに、独立した系統構成を有する設計とする。⑬-18, 19, ⑭-8, 9</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、1台【⑫】で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台【⑫】、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた合計4台【⑫】以上設置することで、多重性を有する設計とする。⑬-20, ⑭-10</p>	<p>② 系統構成 ⑫(P39)から b. 悪影響防止 緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機並びに【◇】緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑬-17</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (33 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，外部からの支援がなくとも，緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な容量を有する設計とする。⑬-21, ⑭-11</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑮-12</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑮-13</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，独立して外観点検，起動試験及び分解点検が可能な設計とする。⑮-14 また，当該機能を健全に維持するため，<u>保守等が可能な設計とする。</u>⑮-14</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，独立してパラメータ確認及び漏えい確認が可能な設計とする。⑯-9 また，当該機能を健全に維持するため，<u>保守等が可能な設計とする。</u>⑯-9</p>	<p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，外部からの支援がなくとも，緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な1基【回】を有する設計とするとともに，<u>予備を含めた2基【回】以上を有する設計とする。</u>⑬-21, ⑭-11</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑮-12</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。⑮-13</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観点検，起動試験が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，独立して分解点検が可能な設計とする。⑮-14</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，通常時において，重大事故等に対処するため，独立してパラメータ確認及び漏えい確認が可能な設計とする。また，<u>当該機能を健全に維持するため，保守等が可能な設計とする。</u>⑯-9</p>			

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (34 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>(a) 電源設備 i. 常設重大事故等対処設備</p> <p style="text-align: right;">7(P31)へ</p> <p>緊急時対策建屋用発電機(再処理施設と共用) ディーゼル機関 台数 2台【☑】(予備として故障時のバックアップを1台【☑】)</p> <p>燃料 A重油(約420L/h) 発電機 種類 三相同期発電機 容量 約1700kVA/台 力率 0.8(遅れ) 電圧 6.6kV 周波数 50Hz 緊急時対策建屋高压系統6.9kV緊急時対策建屋用母線(再処理施設と共用) 数量 2系統 緊急時対策建屋低压系統460V緊急時対策建屋用母線(再処理施設と共用) 数量 2系統</p> <p style="text-align: right;">8(P31)へ</p> <p>燃料油移送ポンプ(再処理施設と共用) 台数 4台【☑】(予備として故障時のバックアップを3台【☑】)</p> <p>容量 約1.3m³/h/台 燃料油配管・弁(再処理施設と共用) 数量 1式</p> <p>(b) 燃料補給設備 i. 常設重大事故等対処設備</p> <p style="text-align: right;">9(P31)へ</p> <p>重油貯槽(再処理施設と共用) 基数 2基【☑】</p> <p>容量 約100m³/基 使用燃料 A重油 ☑</p>			

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (35 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 通信連絡設備の構成機器については、7.8 通信連絡設備にて説明することから、記載を適正化した。</p>	<p>7.7.7 通信連絡設備 通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合においても MOX 燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。⑩-3</p> <p>また、緊急時対策所にて MOX 燃料加工施設の情報を把握するための設備及び緊急時対策所にパラメータ等を伝送するための設備として、情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を設ける設計とする。⑩-4</p>	<p>f. 通信連絡設備 MOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、所内通信連絡設備の一部であるページング装置、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを重大事故等対処設備として設置する。所外通信連絡設備の一部である統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを重大事故等対処設備として設置する。代替通信連絡設備の一部である統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋外用）を重大事故等対処設備として設置又は配備する。⑩-3</p> <p>また、緊急時対策所にてMOX燃料加工施設の情報を把握するための設備及び緊急時対策所にパラメータ等を伝送するための設備として、情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を設置又は配備する。⑩-4</p>	<p>40(P51)から</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (f) 通信連絡設備 通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合においてもMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡【⑩-3】を行うため所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備を重大事故等対処設備として設置又は配備する。◇</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 加工施設の技術基準規則第三十八条（緊急時対策所）では、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備の設置の要求がないため。</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 c. 通信連絡 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。 緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、通信連絡設備により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、緊急時対策支援システム伝送装置を設置する設計とする。データ伝送設備（発電所外）については、通信方式の多様性を確保した専用通信回線にて伝送できる設計とする。 緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備（発電所外）については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。</p> <p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 b. 情報の把握 緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。</p>	

基本設計方針の許可整合性, 発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (36 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>通信連絡設備については、「I I-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に基づくものとする。⑩-5</p>	<p>通信連絡設備は「ト.(イ)(8)通信連絡設備」に記載する。⑩-5</p>		<p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所内で表示できるよう、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (37 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>a. 共通要因故障に対する考慮 基本方針については、 「イ.(ハ)(1)①a. 共通要因故障に対する考慮」に示す。◇</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することで，再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">19 (P13) へ</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機はそれぞれ2台で緊急時対策建屋内を換気するために必要な換気容量を有するものを合計4台設置することで，【◇】多重性を有する設計とする。⑫-5</p> <p style="text-align: right;">32 (P31) へ</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は，1台で緊急時対策建屋に給電するために必要な容量を有するものを2台設置，緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線を2系統，緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を4系統有し，【◇】多重性を有する設計とするとともに，それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。⑫-13</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (38 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<div data-bbox="1834 279 2003 317" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">33 (P31) へ</div> <div data-bbox="1546 338 2027 541" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、1台で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台、合計4台設置することで、【◇】多重性を有する設計とする。⑫-14</p> </div> <div data-bbox="1546 575 2027 779" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくとも、1基で緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な容量を有するものを2基設置することで、【◇】多重性を有する設計とする。⑫-15</p> </div> <div data-bbox="1834 768 2003 806" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">34 (P31) へ</div> <div data-bbox="1546 846 2027 1121" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。◇</p> </div> <div data-bbox="1546 1157 2027 1499" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。◇</p> </div> <div data-bbox="1546 1570 2027 1944" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。◇</p> </div>		

基本設計方針の許可整合性, 発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (39 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>通信連絡設備の共通要因故障に対する考慮については、「ト.(イ)(8)通信連絡を行うために必要な設備」に示す。◇</p> <p>b. 悪影響防止 基本方針については、「イ.(ハ)(1)①b. 悪影響防止」に示す。◇</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">20 (P14, 32)</div> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機並びに緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>通信連絡設備の悪影響防止については、「ト.(イ)(8)通信連絡を行うために必要な設備」に示す。◇</p> <p>c. 個数及び数量 基本方針については、「イ.(ハ)(1)② 個数及び容量」に示す。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条（緊急時対策所）（40 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>緊急時対策所は，想定される重大事故等時において，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，重大事故等による工場等外への放射性物質の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びに再処理施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として，最大360人を収容できる設計とする。また，再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等，約50人の要員がとどまることができる設計とする。◇</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な2台を有する設計とするとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた4台以上を有する設計とする。また，緊急時対策建屋フィルタユニットは，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な5基を有する設計とするとともに，故障時のバックアップを含めた6基以上を有する設計とする。◇</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは，再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において，待機室の居住性を確保するため，待機室を正圧化し，待機室内へ気体状の放射性物質の流入を防止するとともに，酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる4900m³以上を有する設計とする。◇</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は，緊急時対策建屋に給電するために必要な1台を有する設計とするとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた2台以上を有し，多重性を考慮した設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条（緊急時対策所）（41 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは，1台で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた合計4台以上設置することで，多重性を有する設計とする。◇</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，外部からの支援がなくとも，緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な1基を有する設計とするとともに，予備を含めた2基以上を有する設計とする。◇</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 再処理施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は，緊急時対策所の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定をするために必要な1台を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。◇</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は，可搬型線量率計等に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。◇</p> <p>通信連絡設備の個数及び容量については，「ト.(イ)(8)通信連絡を行うために必要な設備」に示す。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 （緊急時対策所）（42 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>d. 環境条件等 基本方針については、「イ.(ハ)(1)③ 環境条件等」に示す。◇</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。◇</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所にすることにより、機能を損なわない設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条（緊急時対策所）（43 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，積雪及び火山の影響に対して，積雪に対しては除雪する手順を，火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を整備する。◇</p> <p style="text-align: right;">22 (P20) へ</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備【◇】は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。 ⑮-7</p> <p>通信連絡設備の環境条件等については，「ト. (イ)(8)通信連絡を行うために必要な設備」に示す。◇</p> <p>e. 操作性の確保 基本方針については，「イ. (ハ)(1)④ a. 操作性の確保」に示す。◇</p> <p>通信連絡設備の操作性の確保については，「ト. (イ)(8)通信連絡を行うために必要な設備」に示す。◇</p> <p>③ 主要設備の仕様 緊急時対策所の主要設備の仕様を添5第54表に示す。◇</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 緊急時対策所は，必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。①-7 11 (P5) へ</p> <p>緊急時対策所は，基準地震動による地震力に対し，耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより，その機能を喪失しない設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条（緊急時対策所）（44 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋は，大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう，標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。◇</p> <p>また，隣接する第1保管庫・貯水所で漏水が発生した場合を想定し，地下外壁に防水処理を施し，周囲の地盤を難透水層とする。◇</p> <p style="text-align: right;">12 (P6) へ</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は， <u>【◇】共通要因により再処理施設の中央制御室と同時にその機能を喪失しないよう，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに，再処理施設の中央制御室からの離隔距離を確保した場所に設置又は配備する。③</u></p> <p>緊急時対策所は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，工場等外への放射性物質の放出を抑制するための必要な要員を含め，重大事故等の対処に必要な数の非常時対策組織の要員を収容することができる設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">14 (P7) へ</p> <p>緊急時対策建屋は，建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため，<u>【◇】出入管理区画【④-1】</u>を設ける設計とする。◇</p> <p>また，建屋出入口に設ける2つの扉は，<u>汚染の持ち込みを防止するため，同時に開放できない設計とする。④-2</u></p> <p>緊急時対策建屋の重大事故等対処設備は，緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋環境測定設備，緊急時対策建屋放射線計測設備，通信連絡設備及び緊急時対策建屋電源設備で構成する。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条（緊急時対策所）（45 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策所の居住性に係る設計においては、有効性評価を実施している重大事故等のうち、外的事象の地震を要因として発生が想定される火災を仮定する。◇</p> <p>また、その仮定における放射性物質の放出量は、重大事故等の有効性評価に対して十分な保守性を見込んで設定する。◇</p> <p>具体的には、火災源となる潤滑油を有する8基のグローブボックス全てにおいて火災が同時発生した場合に、火災を消火するための対策及びグローブボックス排気系及び工程室排気系の放出経路上に設置するダンパ閉止が機能しないことを仮定する。◇</p> <p>放出時間については、重大事故等発生直後から緊急時対策建屋換気設備の再起動を確認するまでの5分間の間に重大事故によって大気中に放出される放射性物質の全量が放出し、直接緊急時対策所に取り込まれるものと仮定する。◇</p> <p>また、重大事故等時の緊急時対策所の居住性については、マスクの着用及び交代要員体制等の被ばくの低減措置を考慮せず、7日間同じ要員が緊急時対策所にとどまることを想定する。◇</p> <p>以上の条件においても、緊急時対策所の居住性を確保するための設備は、重大事故等時において緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所における居住性に係る被ばく評価結果は、最大で、外的事象の地震を要因として発生する火災の同時発生における約3.7×10^{-4}mSvであり、7日間で100mSvを超えない。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (46 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋は、「イ.(ロ)(5)② 重大事故等対処施設の耐震設計」，「イ.(ロ)(6)津波による損傷の防止」及び「イ.(ロ)(7)③外部火災防護に関する設計」に基づく設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所は，再処理施設との共用を考慮した設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋機器配置図を添5第79図に示す。◇</p> <p>(a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋の遮蔽設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は，重大事故等が発生した場合において，緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって，緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。◇</p>		
			<p>(b) 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう，【◇】緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計，待機室差圧計及び監視制御盤を常設重大事故等対処設備として設置する【◇】設計とする。⑥-1</p>	15 (P11) ~	
			<p>緊急時対策建屋換気設備は，居住性を確保するため，外気取入加圧モードとして，放射性物質の取り込みを低減できるように緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに，緊急時対策所を加圧し，放射性物質の流入を低減できる設計とする。⑥-2</p>	16 (P12) ~	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (47 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には，【◇】再循環モードとして，緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後，【⑥-3】外気の取り入れを遮断し，【◇】緊急時対策建屋フィルタユニットを通して【⑥-3】緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。◇</p> <p>また，再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合には，緊急時対策建屋加圧ユニット【◇】から空気を供給することで【⑥-4】待機室内を加圧し，放射性物質の流入を防止できる設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットは，軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ，約50人【◇】の非常時対策組織の要員が2日間【◇】とどまるために必要となる容量を有する設計とする。⑥-5</p> <p>対策本部室差圧計及び待機室差圧計は，緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。⑥-6</p> <p>本系統の流路として，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ及び緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する。◇</p> <p>また，緊急時対策建屋換気設備等の起動状態及び差圧が確保されていること等を確認するため，監視制御盤を常設重大事故等対処設備として使用する。◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の系統概要図を添5第80図に示す。◇</p>	<p>17 (P12) ~</p> <p>18 (P12) ~</p>	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (48 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(c) 緊急時対策建屋環境測定設備 <u>緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が，【◇】緊急時対策所にとどまることができることを確認するため，【◇】可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する【◇】設計とする。⑦-1</u></p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障ない範囲にあることを把握できる設計とする。 ⑦-2</p>	<p>21 (P18) へ</p>	
			<p>(d) 緊急時対策建屋放射線計測設備 i. 可搬型屋内モニタリング設備 <u>可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，【◇】可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する【◇】設計とする。⑧-2</u></p> <p>可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。⑧-4</p>	<p>23 (P22) へ</p> <p>25 (P48) へ</p>	
			<p>ii. 可搬型環境モニタリング設備 <u>可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，【◇】可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する【◇】設計とする。⑧-3</u></p>	<p>24 (P22) へ</p>	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (49 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>また，代替モニタリング設備の一部である監視測定用運搬車を可搬型重大事故等対処設備として使用する。◇</p> <p>代替モニタリング設備については，「へ.(ロ)(4)②b. 代替モニタリング設備」に示す。◇</p> <p style="text-align: right;">26 (P23) へ</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合において，換気モードの切替判断を行うために，線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。⑧-5</p> <p>可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，緊急時対策建屋周辺の線量を測定するとともに，空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">27 (P23) へ</p> <p>また，指示値を可搬型データ伝送装置により情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。⑧-6</p> <p>可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は，可搬型発電機から受電できる設計とする。⑧-7</p> <p style="text-align: right;">31 (P30) へ</p> <p>(e) 緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策建屋は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために代替電源から給電ができる設計とする。⑨-7</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は，緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため，電源設備及び燃料補給設備で構成する。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (50 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>i 電源設備 28 (P29) ~</p> <p><u>緊急時対策建屋電源設備は，外部電源が喪失し，重大事故等が発生した場合に，当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため，緊急時対策建屋用発電機，緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV 緊急時対策建屋用母線，緊急時対策建屋低圧系統 460V 緊急時対策建屋用母線及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。⑨-2</u></p> <p><u>緊急時対策建屋電源設備は，外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に，多重性を考慮した【◇】緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV 緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統 460V 緊急時対策建屋用母線を介して，緊急時対策建屋換気設備，所内通信連絡設備，所外通信連絡設備及び情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に給電できる設計とする。⑨-3</u></p> <p><u>また，緊急時対策建屋用発電機は，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，【⑨-1】運転中においても燃料の補給が可能な設計とする。⑨-4</u></p> <p>29 (P30) ~</p> <p><u>燃料の補給の本系統の流路として，燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する。⑨-5</u></p> <p><u>緊急時対策建屋電源設備の系統概要図を添5第81図に示す。◇</u></p> <p>ii 燃料補給設備</p> <p><u>燃料補給設備は，重大事故等への対処に必要な燃料を供給できるようにするため，重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。⑨-6</u></p>	<p>30 (P30) ~</p>	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (51 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>重油貯槽は，緊急時対策建屋用発電機を7日間以上の連続運転ができる燃料を貯蔵する設計とする。◇</p> <p>重油貯槽は，複数有する設計とする。◇</p> <p>重油貯槽は，消防法に基づき設置する。◇</p> <p>また，重油貯槽は，万一火災が発生した場合においても，緊急時対策建屋に影響を及ぼすことがないよう配置する。◇</p> <p>燃料補給設備の系統概要図を添5第82図に示す。◇</p> <p>(f) 通信連絡設備 40 (P35) へ</p> <p><u>通信連絡設備は，重大事故等が発生した場合においてもMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡【⑩-3】を行うため所内通信連絡設備，所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備を重大事故等対処設備として設置又は配備する。◇</u></p> <p>また，緊急時対策所においてMOX燃料加工施設の情報を把握する設備及び緊急時対策所にパラメータ等を伝送するための設備として，情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を重大事故等対処設備として設置又は配備する。◇</p> <p>通信連絡設備の系統構成及び主要設備についてはト.(イ)(8)通信連絡設備」に示す。◇</p> <p>⑤ 試験・検査 基本方針については，「イ.(ハ)(1)④b. 試験・検査性」に示す。◇</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条（緊急時対策所）（52 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して動作確認が可能な設計とする。また，当該設備を健全に維持するため，独立して分解点検が可能な設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，外観点検が可能な設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は，通常時に</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 （緊急時対策所）（53 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観点検，起動試験が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，独立して分解点検が可能な設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を維持するため，独立してパラメータ確認及び漏えい確認が可能な設計とする。◇</p> <p>通信連絡設備の試験・検査については，「ト.(イ)(8)通信連絡設備」に示す。◇</p>		

第三十八条（緊急時対策所）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
①	必要な指示を行う要員がとどまることができる措置に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項1号	—	—
②	地震・津波に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項1号	—	a, c, f
③	再処理施設の中央制御室との共通要因に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項1号	—	f
④	汚染の持込みを防止する設計に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項1号	—	f, g, i
⑤	遮蔽設備に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項1号	—	a, c, d, f, g
⑥	換気設備に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項1号	—	a, b, c, d, f, g
⑦	環境測定設備に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項1号	—	b, c, d, f, g
⑧	放射線計測設備に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項1号	—	b, c, d, f, g, h
⑨	電源設備に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項1号	—	a, b, c, d, f, g, j
⑩	通信連絡設備に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項2号	—	c, e, f, k
⑪	重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	2項	—	f, g
⑫	共通要因故障に対する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第38条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条2項) (30条3項2号) (30条3項4号) (30条3項6号)	—	d
⑬	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第38条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項6号)	—	d
⑭	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第38条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項1号)	—	c
⑮	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第38条）の設備として考慮す	— (30条1項2号) (30条1項7号)	—	d

		べき特記事項	(30条3項3号) (30条3項4号)		
⑯	試験・検査の確保に関する内容	技術基準規則(第30条)に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則(第38条)の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項4号)	—	d
⑰	可搬型環境モニタリング設備に使用する設備	可搬型環境モニタリング設備に使用する代替モニタリング設備に係る事項	—	—	d
⑱	燃料の補給に使用する設備	可搬型環境モニタリング設備に使用する補器駆動用燃料補給設備に係る事項	—	—	d

2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
①	記載箇所の呼び込み	事業変更許可申請書内の呼び込みに関する記載のため、記載しない。	—
②	設備仕様	仕様表に記載するため、記載しない。	i

3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
◇	重複記載	事業変更許可本文及び添付書類五の他記載と重複するため記載しない。	—
◇	技術基準規則の要求外(運用に係る手順の記載)	技術基準規則の要求外(運用に係る手順)のため、記載しない。	—
◇	保安規定(除雪及び除灰)に関する運用	保安規定(除雪及び除灰)に関する事項は第30条「重大事故等対処設備」にて明確にするため、記載しない。	—
◇	記載箇所の呼び込み	事業変更許可申請書内の呼び込みに関する記載のため、記載しない。	—
◇	被ばく評価の影響に対する設計方針	緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載するため、記載しない。	g
◇	耐震、耐津波、火災及び爆発の防止に関する設計条件	MOX燃料加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書に記載するため、記載しない。	b
◇	設備仕様	仕様表に記載するため、記載しない。	i
◇	添付書類記載内容	緊急時対策所に設ける設備・資機材の具体的内容であるため、設工認添付書類に記載するため基本設計方針には記載しない。	f, g, h

4. 添付書類等

No.	書類名
a	Ⅲ-3-1 加工設備等に係る耐震性に関する計算書
b	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
c	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所)
d	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全

	性に関する説明書
e	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書
f	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書
g	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書
h	V-2-3 系統図
i	仕様表

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更(2))	申請対象設備 (1項新規(1))	仕様表	添付書類
1	第2章 個別項目 7.7 その他の加工施設 7.7 緊急時対策所 緊急時対策所の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 加工施設内における溶水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	7.7.1 緊急時対策所 緊急時対策所は重大事故等を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2. 基本方針 V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	【2. 基本方針】 ・緊急時対策所の設置条件等 ・緊急時対策所の基本設計（レイアウト、資機材等）について説明する。 ・緊急時対策所に保管する資機材について説明する。 「V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	W3燃料加工施設には重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、緊急時対策所を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及びW3燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設ける設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員を収容できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2. 緊急時対策所の機能に関する機能 (1) 居住性の確保に関する機能 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針	【2. 緊急時対策所の機能】 【1】 緊急時対策所の機能に関する基本方針 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に必要な人数を収容できる設計とする。 【2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮蔽設備（再処理施設と共用（以下同じ。）、緊急時対策建屋換気設備（再処理施設と共用（以下同じ。）、緊急時対策建屋換気設備（再処理施設と共用（以下同じ。）、及び緊急時対策建屋放射線計測設備（再処理施設と共用（以下同じ。）、）を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備 3.1.3 緊急時対策建屋の遮蔽設備 3.1.4 緊急時対策建屋環境測定設備	【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダクト、緊急時対策建屋換気設備加圧ユニット、緊急時対策建屋換気設備加圧ユニット設置・弁、対策本部至差圧計、待機室至差圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 【3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エアモニタ、可搬型ダストサンプリング及びアルファ・ベータ検出器・ベータゲージを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型質量計、可搬型ガスモニタ、可搬型ゲータ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【3.1.3 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋の遮蔽設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 【3.1.4 緊急時対策建屋環境測定設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、可搬型濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型酸素濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目 番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項重要点)	申請対象設備 (1項重要点)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項重要点)	申請対象設備 (1項重要点)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7.7 緊急時対策所 緊急時対策所の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地震」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 加工施設内における溶水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づきものとする。	留意宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
2	7.7.1 緊急時対策所 緊急時対策所は重大事故等を考慮した設計とする。	留意宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 基本方針 V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	【2. 基本方針】 ・緊急時対策所の設置条件等 ・緊急時対策所の基本設計（レイアウト、設備配置）について説明する。 ・緊急時対策所に保管する資機材について説明する。 「V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて、詳細を展開する。
3	W3燃料加工施設には重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、緊急時対策所を設置する設計とする。	留意宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	基本方針	
4	緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及びW3燃料加工施設の内外の通信連絡を確保するための必要な備品を備えるための必要な設備を設ける設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員を収容できる設計とする。	留意宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	基本方針 V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1) 緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に必要な人数を収容できる設計とする。 【2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。
	緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮蔽設備（再処理施設と共用（以下同じ。）、緊急時対策建屋換気設備（再処理施設と共用（以下同じ。）、緊急時対策建屋換気設備（再処理施設と共用（以下同じ。）、緊急時対策建屋換気設備（再処理施設と共用（以下同じ。）、及び緊急時対策建屋放射線計測設備（再処理施設と共用（以下同じ。））を設ける設計とする。	留意宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	基本方針 V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備 3.1.3 緊急時対策建屋の遮蔽設備 3.1.4 緊急時対策建屋環境測定設備 【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋ファンユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部至遮圧計、特機至遮圧計を常設重大事故等対応設備として設置する設計とする。 【3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エリアモニタ、可搬型ダストカウンプ及びアルファ・ベータ検出サーベイメータを可搬型重大事故等対応設備として配備する設計とする。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型線量計、可搬型ダストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対応設備として設ける設計とする。 【3.1.3 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋の遮蔽設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対応設備として設置する設計とする。 【3.1.4 緊急時対策建屋環境測定設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型放射線化物質濃度計を可搬型重大事故等対応設備として設ける設計とする。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求②)	申請対象設備 (1項要求①)	仕様表	添付書類
6	重大事故等が発生した場合においてもMOX燃料加工施設の内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための設備として所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.2.1 通信連絡設備 3.3.2 緊急時対策支援システム (ERSS) へのデータ伝送設備	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	緊急時対策所にてMOX燃料加工施設の情報を把握するための設備及び緊急時対策所にパラメータ等を伝送するための設備として、情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備の機能に係る詳細設計を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	外部電源が喪失した場合に、重大事故等に対処するために必要な電圧を確保するため、緊急時対策建屋電源設備(再始動施設と共用(以下同じ。))を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1.6 緊急時対策建屋電源設備	【3.1.6 緊急時対策建屋電源設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋電源設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋用整流系統、6kV緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋低圧系統400V緊急時対策建屋用母線、燃料貯蔵タンク及び燃料油貯蔵タンクを設ける重大事故等対処設備として設置する設計とする。 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料供給設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、重油貯蔵タンクを設ける重大事故等対処設備として設置する設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	緊急時対策所は、火災源となる潤滑油を有する8基のグローブボックス全てで火災が同時発生した場合において、火災を消火するための対策及びグローブボックス排気系及び工程密排気系の放出経路上に設置するダンパ閉止が機能しないことを条件とし、かつ、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく総量の低減措置を考慮しない場合においても、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能がいままって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の放射線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。	機能要求① 評価要求	緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備	基本方針 設計方針 (遮蔽設備) 設計方針 (建屋換気設備) 評価条件 評価方法	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 3.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備 3.5 資機材及び要員の交代等 4.2 大気中への放射性物質の放出量等の評価 (3) 被ばく評価の条件 III-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)	【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 【3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転】 ・緊急時対策建屋換気設備は、緊急時対策建屋フィルタユニットを経て放射性物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は、再循環できる設計とする。 【3.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【3.5 資機材及び要員の交代等】 ・緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。 【4.2 大気中への放射性物質の放出量等の評価】 【(3) 被ばく評価の条件】 ・相対湿度及び相対湿度 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを經由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員 「III-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書」にて、詳細を展開する。 「V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	申請対象設備 (1項新機②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	申請対象設備 (1項新機②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	重大事故等が発生した場合においてもMOX燃料加工施設の内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うための設備として所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。	留意宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.2.1 通信連絡設備 3.3.2 緊急時対策支援システム (E R S S) へのデータ伝送設備	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。
7	緊急時対策所にてMOX燃料加工施設の情報を把握するための設備及び緊急時対策所にパラメータ等を伝送するための設備として、情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を設ける設計とする。	留意宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—
8	外部電源が喪失した場合に、重大事故等に対処するために必要な電源を確保するため、緊急時対策建屋電源設備(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。	留意宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1.6 緊急時対策建屋電源設備 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統、6kV緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋低圧系統400V緊急時対策建屋用母線、燃料油貯蔵タンク及び燃料油配管等、非常時重大事故等対応設備として設置する設計とする。 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料油貯蔵設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、重油貯蔵を常設重大事故等対応設備として設置する設計とする。	【3.1.6 緊急時対策建屋電源設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋電源設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統、6kV緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋低圧系統400V緊急時対策建屋用母線、燃料油貯蔵タンク及び燃料油配管等、非常時重大事故等対応設備として設置する設計とする。 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料油貯蔵設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、重油貯蔵を常設重大事故等対応設備として設置する設計とする。
9	緊急時対策所は、火災源となる潤滑油を有する8基のグローブボックス全てで火災が同時発生した場合において、火災を消火するための対策及びグローブボックス排気系及び工程空排気系の放出経路上に設置するダンパ閉止が機能しないことを条件とし、かつ、マスキングの費用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能があいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の放射線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。	機能要求① 詳細要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備機能 3.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備 3.5 資機材及び要員の交代等 4.2 大気中への放射線物質の放出量等の評価 (3) 概ばく評価の条件 Ⅱ-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書 V-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所)	【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備機能】 ・緊急時対策建屋換気設備は、緊急時対策建屋ファンユニットを逐次放射線物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は、両所階層できる設計とする。 【3.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【3.5 資機材及び要員の交代等】 ・緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。 【4.2 大気中への放射線物質の放出量等の評価】 【(3) 概ばく評価の条件】 【3.5 資機材及び要員の交代等】 ・緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。 【Ⅱ-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書】にて、詳細を展開する。 【V-1-3-7-11 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所)】にて、詳細を展開する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更点)	申請対象設備 (1項新規点)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更点)	申請対象設備 (1項新規点)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	緊急時対策所は、必要な指揮を行う対策本部室及び会社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに機室を有する設計とする。	説明宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2. 基本方針 V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	【2. 基本方針】 ・緊急時対策所の設置条件等 ・緊急時対策所の基本設計（レイアウト、資機材等）について説明する。 ・緊急時対策所に保管する資機材について説明する。
11	緊急時対策建屋（再処理施設と共用（以下同じ。））の主要構造は、地上1階（一部地上2階建て）、地下1階の建物の設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	—	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	「V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて、詳細を展開する。
12	緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。	設置要求 耐震要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 【2.1 (1) 基準地震動、基準津波の影響について】 2.1 (1) 基準地震動、基準津波の影響に関する基本方針を示す。 【2.2 (1) 耐震設計について】 【2.2 (2) 耐震設計に対して独立性を有する設計について】 【2.2 (3) 耐震設計に対して独立性を有する設計について】	【2. 基本方針】 【2.1 (1) 基準地震動、基準津波の影響について】 緊急時対策所の機能に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策建屋の基準地震動に関する基本方針を示す。 【2.2 (1) 耐震設計について】 【2.2 (2) 耐震設計に対して独立性を有する設計について】 【2.2 (3) 耐震設計に対して独立性を有する設計について】 「V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の政変取組に関する説明書（緊急時対策所）」にて、詳細を展開する。
13	また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないことになり、標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.1 (1) 基準地震動、基準津波の影響に関する基本方針を示す。	【2. 基本方針】 【2.1 (1) 基準地震動、基準津波の影響について】 緊急時対策所の機能に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策建屋の基準津波に関する基本方針を示す。
14	緊急時対策所は、共通要因により再処理施設の中央制御室と同時にその機能を喪失しないよう、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、再処理施設の中央制御室からの離隔距離を確保した場所に設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.1 (2) 耐震設計に対して独立性を有する設計について	【2. 基本方針】 【2.1 (2) 耐震設計に対して独立性を有する設計について】 ・緊急時対策所の独立性に関する基本方針を示す。
15	緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱及び脱履、身体汚染検査並びに除染作業ができる出入管理区画を設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋 (出入管理区画)	—	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.5 出入管理区画 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.5 資機材及び要員の交代等 V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書	【3.1.5 出入管理区画】 ・緊急時対策所の出入管理区画の機能に係る詳細設計を示す。 ・建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。 ・緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱及び脱履、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。 【3.5 資機材及び要員の交代等】 ・緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。 「V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書」にて、詳細を展開する。
16	また、建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋 (出入管理区画)	—	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.5 出入管理区画 V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書	【3.1.5 出入管理区画】 ・緊急時対策所の出入管理区画の機能に係る詳細設計を示す。 ・建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。 ・緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱及び脱履、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。 「V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書」にて、詳細を展開する。
17	緊急時対策所は、重大事故等対地において再処理施設と共用し、共用によって対地に影響を及ぼさない設計とする。	説明宣言	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2.1 基本方針	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1) 居住性の確保に関する機能】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に必要な人数を確保できる設計とする。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮蔽設備を設ける設計とする。 【2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。

項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項或更受)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項或更受)	申請対象設備 (1項或更受)	仕様表	添付書類
18	緊急時対策所は、想定される重大事故等において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等外への放射性物質の流出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びに再処理施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。また、再処理施設において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1) 居住性の確保に関する機能】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に必要な人数を収容できる設計とする。 また、再処理施設において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。 【2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	7.7.2 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備は、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための常設重大事故等対応設備として設置する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋の遮蔽設備	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針 2.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1) 居住性の確保に関する機能】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に必要な人数を収容できる設計とする。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮蔽設備を設ける設計とする。 【2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。 【2.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目 番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項(要注))	申請対象設備 (1項(新機注))	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項(要注))	申請対象設備 (1項(新機注))	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
18	緊急時対策所は、想定される重大事故等において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工機等外への放射性物質の流出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びに再処理施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。また、再処理施設において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明 【1】居住性の確保に関する機能 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能</p> <p>V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針</p> <p>【2.2 緊急時対策所の機能】 【1】居住性の確保に関する機能 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に必要な人数を収容できる設計とする。 また、再処理施設において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。</p> <p>【2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【1.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。</p>
19	7.7.2 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備は、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための常設重大事故等対局設備として設置する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明 【1】居住性の確保に関する機能 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能</p> <p>V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針</p> <p>【2.2 緊急時対策所の機能】 【1】居住性の確保に関する機能 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に必要な人数を収容できる設計とする。 緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮蔽設備を設ける設計とする。</p> <p>【2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。</p> <p><遮蔽設備> ・取芯 ・主要材料</p>	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求②)	申請対象設備 (1項要求①)	仕様表	添付書類
20	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、距離距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 緊急時対策建屋の遮蔽設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
21	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 緊急時対策建屋の遮蔽設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
22	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
23	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、再処理施設と共用する。再処理施設と共用する緊急時対策建屋の遮蔽設備は、再処理施設及びC/MOX燃料加工施設における重大事故等時に同時に対処することを考慮し、十分な遮蔽機能を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（悪影響防止） 設計方針（震度及び揺動（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針 3.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。 【3.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-		
24	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書】にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
25	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確保するため、外観点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（試験・検査）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
26	7.7.3 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部窓に設置する待機室窓圧計及び監視制御盤と常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （排風機） （フィルタユニット） （圧配管（ダクト・ダンパ）） （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁） （対策本部窓圧計） （監視制御盤）	基本方針 計画決定 設計方針（建屋換気設備）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 (2) 緊急時対策建屋排風機 (3) 緊急時対策建屋排風機 (4) 緊急時対策建屋フィルタユニット (5) 緊急時対策建屋加圧ユニット	【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 【3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 【3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 (2) 緊急時対策建屋排風機 (3) 緊急時対策建屋排風機 (4) 緊急時対策建屋フィルタユニット (5) 緊急時対策建屋加圧ユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策建屋の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部窓圧計、待機室窓圧計等を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	説明対象	第3回申請				第4回申請						
				申請対象設備 (2項重要①)	申請対象設備 (1項重要②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項重要①)	申請対象設備 (1項重要②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、共通要項によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、距離距離を確保すること、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。
21	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、共通要項によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。
22	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び非常時機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び非常時機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
23	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、再処理施設と共用する。再処理施設及びCPMAX燃料加工施設における重大事故等時に同時に対処することを考慮し、十分な遮蔽機能を確保すること、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針 3.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 1. 緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・ 緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。 【3.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 ・ 緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。
24	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書】にて、詳細を展開する。
25	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確保するため、外観点検が可能な設計とする。 また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・ 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
26	7.7.3 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう居住性を確保するため、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室圧計、特機室圧計及び監視制御盤を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット) (主配管 (ダクト・ダンパ)) (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁) (対策本部室圧計) (特機室圧計) (監視制御盤)	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 (2) 緊急時対策建屋送風機 (3) 緊急時対策建屋排風機 (4) 緊急時対策建屋フィルタユニット (5) 緊急時対策建屋加圧ユニット	【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 ・ 緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 【3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 【3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 (2) 緊急時対策建屋送風機 (3) 緊急時対策建屋排風機 (4) 緊急時対策建屋フィルタユニット (5) 緊急時対策建屋加圧ユニット】 ・ 緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室圧計、特機室圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求②)	申請対象設備 (1項要求①)	仕様表
27	緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (フィルタユニット) (主配管 (ダクト・ダンパ))	基本方針 設計方針 (建屋換気設備)	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1 居住性の確保 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針 3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 (4) 緊急時対策建屋フィルタユニット (5) 緊急時対策建屋加圧ユニット 4.3 並びに評価のシナリオ、条件等 (3) 並びに評価の条件	【2.2 緊急時対策所の機能】 【1】 居住性の確保に関する機能】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備を設ける設計とする。 【3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 【3.1 居住性の確保】 ・緊急時対策所の居住性を確保する機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備を設ける設計とする。 【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 【2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。 【3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 【3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 【1】 居住性確保のための換気設備運転】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、緊急時対策建屋フィルタユニットによって、放射性物質の取り込みを低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い、緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【4】 緊急時対策建屋フィルタユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【5】 緊急時対策建屋加圧ユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【3】 並びに評価の条件】 ・相対湿度及び相対露量 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員 【V-1-1-3-7-11 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)】にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を抑制した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋内の空気を再循環できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (フィルタユニット) (主配管 (ダクト・ダンパ)) (再循環ライオン) (対策本部密閉圧計) (監視制御盤)	基本方針 設計方針 (建屋換気設備)	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)	【3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 【3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 【1】 居住性確保のための換気設備運転】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、緊急時対策建屋フィルタユニットによって、放射性物質の取り込みを低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い、緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【4】 緊急時対策建屋フィルタユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【5】 緊急時対策建屋加圧ユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【3】 並びに評価の条件】 ・相対湿度及び相対露量 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員 【V-1-1-3-7-11 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)】にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	また、再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することによって再処理施設内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)	基本方針 設計方針 (建屋換気設備)	【4】 緊急時対策建屋フィルタユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【5】 緊急時対策建屋加圧ユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【3】 並びに評価の条件】 ・相対湿度及び相対露量 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員 【V-1-1-3-7-11 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)】にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	緊急時対策建屋換気設備のうち、緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、必要な非常時対策組織の要員が一定期間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)	基本方針 設計方針 (建屋換気設備) 評価	【4】 緊急時対策建屋フィルタユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【5】 緊急時対策建屋加圧ユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【3】 並びに評価の条件】 ・相対湿度及び相対露量 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員 【V-1-1-3-7-11 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)】にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	緊急時対策建屋換気設備のうち、対策本部密閉圧計及び特機密閉圧計は、緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。	設置要求 機能要求②	緊急時対策建屋換気設備 (対策本部密閉圧計) (特機密閉圧計)	基本方針 設計方針 (建屋換気設備)	【4】 緊急時対策建屋フィルタユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【5】 緊急時対策建屋加圧ユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【3】 並びに評価の条件】 ・相対湿度及び相対露量 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員 【V-1-1-3-7-11 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)】にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
27	緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを通じて外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット) (ダクト・ダンパ)	—	<p>V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1 居住性の確保 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針 3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>V-1-2-3 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針 3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備</p>
28	緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を抑制した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋内の空気を再循環できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット) (注配管(ダクト・ダンパ)) (再循環ライン) (対策本部室密圧計) (監視制御盤)	—	<p>【1】 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 【2】 基本方針 【3】 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 【4】 緊急時対策建屋フィルタユニット 【5】 緊急時対策建屋加圧ユニット 4.3 被ばく評価のシナリオ、条件等 (3) 被ばく評価の条件</p> <p>【1】 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性の確保 【2】 基本方針 【3】 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 【4】 緊急時対策建屋フィルタユニット 【5】 緊急時対策建屋加圧ユニット</p>
29	また、再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することによって再処理施設内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)	—	<p>【1】 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性の確保 【2】 基本方針 【3】 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 【4】 緊急時対策建屋フィルタユニット 【5】 緊急時対策建屋加圧ユニット</p> <p>V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定性態に関する説明書 (緊急時対策所)</p> <p>【1】 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性の確保 【2】 基本方針 【3】 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 【4】 緊急時対策建屋フィルタユニット 【5】 緊急時対策建屋加圧ユニット</p>
30	緊急時対策建屋換気設備のうち、緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、必要な非常時対策組織の要員が一定期間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)	<容器> ・容量 <主配管> ・外径、厚さ	<p>【3】 被ばく評価の条件 ・相対濃度及び相対湿度 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員</p> <p>「V-1-1-3-7-1」設備別記載事項の設定性態に関する説明書 (緊急時対策所)」にて、詳細を展開する。</p>
31	緊急時対策建屋換気設備のうち、対策本部室密圧計及び特機室密圧計は、緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (対策本部室密圧計) (特機室密圧計)	<計測装置> ・検出側の種類 ・計測範囲	<p>【3】 被ばく評価の条件 ・相対濃度及び相対湿度 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員</p> <p>「V-1-1-3-7-1」設備別記載事項の設定性態に関する説明書 (緊急時対策所)」にて、詳細を展開する。</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求②)	申請対象設備 (1項要求①)	仕様表	添付書類
32	緊急時対策建屋換気設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
33	緊急時対策建屋換気設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋換気設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
34	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、多重性を有する設計とする。	機能要求① 機能要求②	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機)	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
35	緊急時対策建屋換気設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、回転機が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求① 機能要求②	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機)	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
37	緊急時対策建屋の換気設備は、再処理施設と共用する。再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備は、再処理施設及び7303燃料加工施設における重大事故等時に同時に対応することを考慮し、十分な容量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所） V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-		
38	再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、緊急時対策所の居住性を確保するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有する設計とする。また、緊急時対策建屋フィルタユニットは、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な台数及び故障時のバックアップを含めた台数を有する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット)	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
39	再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、再処理施設において、気体の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合、待機中の居住性を確保するため、待機室を正圧化し、待機室内へ気体の放射性物質の侵入を防止するとともに、換気機及び二酸化炭素濃度を低減し支障がない範囲に維持するために必要となる容量を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備）） 仕様			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
40	緊急時対策建屋換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋換気設備	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項重要①)	申請対象設備 (1項重要②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項重要①)	申請対象設備 (1項重要②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
32	緊急時対策建屋換気設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。
33	緊急時対策建屋換気設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、多重性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	緊急時対策建屋換気設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
36	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37	緊急時対策建屋の換気設備は、再処理施設と共用する。再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備は、再処理施設及び700燃料加工施設における重大事故等時に同時に対処することを考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等】 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の個数及び容量について説明する。
38	再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、緊急時対策所の居住性を確保するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有する設計とする。また、緊急時対策建屋フィルタユニットは、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な基数及び故障時のバックアップを含めた基数を有する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
39	再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、再処理施設において、気体の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合、待機室の居住性を確保するため、待機室を正圧化し、待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに、換気装置及び二酸化炭素濃度を稼働に支障がない範囲に維持するために必要となる容量を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備	【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。
40	緊急時対策建屋換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。

項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求②)	申請対象設備 (1項要求①)	仕様表	添付書類
41	緊急時対策建屋換気設備は、洪水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び洪水防護を行うことにより、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 適用要求	緊急時対策建屋換気設備 施設共通 基本設計方針	設計方針（環境条件等 （常設重大事故等対応設備）） 基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.6 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対応設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、洪水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、通常時において、重大事故等への対応に必要な機能を確保するため、独立して動作確認及び分解点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機）	設計方針（試験・検査）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対応設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フルユニットは、通常時において、重大事故等への対応に必要な機能を確保するため、外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （フルユニット）	設計方針（試験・検査）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、通常時において、重大事故等への対応に必要な機能を確保するため、外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁）	設計方針（試験・検査）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45	緊急時対策建屋換気設備の対策本部監視装置及び特機監視装置は、通常時において、重大事故等への対応に必要な機能を確保するため、校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （対策本部監視装置） （特機監視装置）	設計方針（試験・検査）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
46	7.7.4 緊急時対策建屋環境測定設備 緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対応するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所に立ちまわることができるよう、可燃型酸素濃度計、可燃型二酸化炭素濃度計及び可燃型亜硫酸濃度計を可燃型重大事故等対応設備として設ける設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備 （可燃型酸素濃度計） （可燃型二酸化炭素濃度計） （可燃型亜硫酸濃度計）	基本方針 設計方針（環境測定設備）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.4 緊急時対策建屋環境測定設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.2 緊急時対策建屋環境測定設備 V-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.1.4 緊急時対策建屋環境測定設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対応するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所に立ちまわることができることを確認するため、可燃型酸素濃度計、可燃型二酸化炭素濃度計及び可燃型亜硫酸濃度計を可燃型重大事故等対応設備として設ける設計とする。 【3.2 緊急時対策建屋環境測定設備】 ・緊急時対策建屋環境測定設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「V-1-3-7-11 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて、詳細を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
47	緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び亜硫酸濃度が活動に支障ない範囲にあることを把握できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備 （可燃型酸素濃度計） （可燃型二酸化炭素濃度計） （可燃型亜硫酸濃度計）	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
48	緊急時対策建屋環境測定設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、隔離距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可燃型重大事故等対応設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (2) 可燃型重大事故等対応設備	【2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対応設備】 可燃型重大事故等対応設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49	緊急時対策建屋環境測定設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設置時のバックアップを含めた必要な装置を再処理施設の中央制御室の設置される制御室から100m以上の隔離距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可燃型重大事故等対応設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目 番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類
41	緊急時対策建屋換気設備は、排水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び雨水防護を行うことにより、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 適用要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 施設共通基本設計方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、雨水及び火災からの防護方針を説明する。
42	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、通常時において、重大事故等への対応に必要な機能を確保するため、独立して動作確認及び分解点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機)	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性】 (2) 試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
43	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは、通常時において、重大事故等への対応に必要な機能を確保するため、外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (フィルタユニット)	—	—	—
44	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、通常時において、重大事故等への対応に必要な機能を確保するため、視認し確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)	—	—	—
45	緊急時対策建屋換気設備の対策本部密閉圧計及び特機密閉圧計は、通常時において、重大事故等への対応に必要な機能を確保するため、視認し、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (対策本部密閉圧計) (特機密閉圧計)	—	—	—
46	7.7.4 緊急時対策建屋環境測定設備 緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所に立ちまわることができるよう、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	—	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.4 緊急時対策建屋環境測定設備 環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所に立ちまわることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.2 緊急時対策建屋環境測定設備 V-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)	【3.1.4 緊急時対策建屋環境測定設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所に立ちまわることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【3.2 緊急時対策建屋環境測定設備】 ・緊急時対策建屋環境測定設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「V-1-3-7-11 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)」にて、詳細を展開する。
47	緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障ない範囲にあることを把握できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	—	—	<計測装置> ・検出部の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	—
48	緊急時対策建屋環境測定設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、隔離距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。
49	緊急時対策建屋環境測定設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設置時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室の設置される制御室から100m以上の隔離距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項要求)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求)	申請対象設備 (1項要求)	仕様表
50	緊急時対策建屋環境測定設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針(影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)等】 重大事故等対処設備の系統的な影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
51	緊急時対策建屋環境測定設備は、再処理施設と共用する。再処理施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は、再処理施設及び施設稼働工事施設における重大事故等時に同時に動作することを考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針(影響防止) 設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所)	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる影響についての考慮を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
52	再処理施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は、緊急時対策所の輻射濃度、二酸化炭素濃度及び遊離放射性物質が活動に支障がない範囲内であることを測定するために必要な1台を計る設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機時以外のバックアップを2台の合計3台を確保する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備 (可搬型輻射濃度計) (可搬型二酸化炭素濃度計) (可搬型遊離放射性物質濃度計)	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所)	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
53	緊急時対策建屋環境測定設備は、外部からの衝撃による損傷を防止でき、緊急時対策建屋及び緊急保管庫・貯水所に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
54	緊急時対策建屋環境測定設備は、漏水を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び漏水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	運用要求	緊急時対策建屋環境測定設備 施設共通 基本設計方針	設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備)) 基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針(5) 周辺機器等からの影響】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、漏水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55	緊急時対策建屋環境測定設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	取組宣言	緊急時対策建屋環境測定設備	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
56	緊急時対策建屋環境測定設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針(環境条件等(重大事故等対処設備の設置場所))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
57	緊急時対策建屋環境測定設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針(試験・検査)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
50	緊急時対策建屋環境測定設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び異常稼働時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び異常稼働時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
51	緊急時対策建屋環境測定設備は、再処理施設と共用する。再処理施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は、再処理施設及び輸送科加工施設における重大事故等時に同時に対応することを考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
52	再処理施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は、緊急時対策所の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び遊離酸化物質濃度が活動に支障がない範囲内であることを測定するために必要な1台を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機時外のバックアップを2台の合計3台を確保する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備 (可搬型酸素濃度計) (可搬型二酸化炭素濃度計) (可搬型遊離酸化物質濃度計)	—	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
53	緊急時対策建屋環境測定設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び緊急時対策所（貯水所に保管し、車（台車）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの影響のうち、自然現象からの防護方針を説明する。
54	緊急時対策建屋環境測定設備は、漏水を考慮し、影響を受けまい高さへの保管及び取水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備 施設共通基本設計方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、漏水及び火災からの防護方針を説明する。
55	緊急時対策建屋環境測定設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けまい場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	取組宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
56	緊急時対策建屋環境測定設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所が操作可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (2) 基本方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
57	緊急時対策建屋環境測定設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確保するため、校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求②)	申請対象設備 (1項要求①)	仕様表	添付書類
58	7.7.5 緊急時対策建屋放射線計測設備	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	基本方針 対象決定	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備 - V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備 (1) 可搬型屋内モニタリング設備 (2) 可搬型環境モニタリング設備	【3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプタ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(1) 可搬型屋内モニタリング設備】 ・可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
59	可搬型屋内モニタリング設備は、可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプタ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。	監視宣言	基本方針	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60	可搬型環境モニタリング設備は、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機で構成する。	監視宣言	基本方針	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
61	可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握でき設計とする。	機能要求① 機能要求②	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型ダストサンプタ」 「可搬型エリアモニタ」 「アルファ・ベータ線用サーベイメータ」	基本方針 設計方針（放射線計測設備）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備 - V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備 (1) 可搬型屋内モニタリング設備 - V-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプタ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(1) 可搬型屋内モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【V-1-3-7-11 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）】にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
62	可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合において、構築モードの切替判断を行うために、線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 「可搬型線量率計」 「可搬型ダストモニタ」 「可搬型データ伝送装置」 「可搬型発電機」	基本方針 設計方針（放射線計測設備）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備 - V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備 (2) 可搬型環境モニタリング設備 - V-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【V-1-3-7-11 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）】にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
63	また、可搬型環境モニタリング設備は、指示値を可搬型データ伝送装置により情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 「可搬型データ伝送装置」	基本方針 設計方針（放射線計測設備）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備 - V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備 (2) 可搬型環境モニタリング設備	【3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備の機能に係る詳細設計を示す。 【3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
64	可搬型環境モニタリング設備のうち、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は、可搬型発電機から受電できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 「可搬型発電機」	基本方針 設計方針（放射線計測設備）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	説明対象	第3回申請			第4回申請			説明対象	申請対象設備 (2項要求④)	申請対象設備 (1項新規⑤)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求④)	申請対象設備 (1項新規⑤)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
				申請対象設備 (2項要求④)	申請対象設備 (1項新規⑤)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	申請対象設備 (2項要求④)												
58	7.7.5 緊急時対策建屋放射線計測設備 重大事故が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとまることできるよう、緊急時対策建屋放射線計測設備として可搬型屋内モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	<p>V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備 (1) 可搬型屋内モニタリング設備 (2) 可搬型環境モニタリング設備</p> <p>【3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとまることことができることを確認するため、可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプリング装置及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(1) 可搬型屋内モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。</p>
59	可搬型屋内モニタリング設備は、可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプリング及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。	設置宣言	—	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	<p>【3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(1) 可搬型屋内モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。</p>
60	可搬型環境モニタリング設備は、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機で構成する。	設置宣言	—	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	<p>【3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。</p>
61	可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型ダストサンプリング」 【機能要求①】 「可搬型エリアモニタ」 「アルファ・ベータ線用サーベイメータ」	<計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	—	—	○	—	—	—	—	<p>V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明 3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備 (1) 可搬型屋内モニタリング設備 V-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）</p> <p>【3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(1) 可搬型屋内モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「V-1-3-7-11 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて、詳細を展開する。</p>
62	可搬型環境モニタリング設備は、重大事故が発生した場合において、構築モードの切替判断を行うために、線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 「可搬型データ伝送装置」 【機能要求①】 「可搬型線量率計」 「可搬型ダストモニタ」 「可搬型発電機」	<計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	—	—	○	—	—	—	—	<p>V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明 3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備 (2) 可搬型環境モニタリング設備 V-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）</p> <p>【3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「V-1-3-7-11 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて、詳細を展開する。</p>
63	また、可搬型環境モニタリング設備は、指示値を可搬型データ伝送装置により情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 「可搬型データ伝送装置」	—	—	—	○	—	—	—	—	<p>V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明 3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備 (2) 可搬型環境モニタリング設備</p> <p>【3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとまることことができることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備の機能に係る詳細設計を示す。 【3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。</p>
64	可搬型環境モニタリング設備のうち、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は、可搬型発電機から受電できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 「可搬型発電機」	—	—	—	○	—	—	—	—	<p>【3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。</p>

項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求②)	申請対象設備 (1項要求①)	仕様表
65	緊急時対策建屋放射線計測設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、隣隔距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を再処理施設の中央制御室が設置される制御室から100m以上の隣隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
67	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を再処理施設の中央制御室が設置される制御室から100m以上の隣隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
68	緊急時対策建屋放射線計測設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電氣的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電氣的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
69	緊急時対策建屋放射線計測設備は、再処理施設と共用する。再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等時に同時に対応することを考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時への対応に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量） (可搬型重大事故等対処設備)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エアモニタ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ガストモニタは、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な台数を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型エアモニタ」 「アルファ・ベータ線用サーベイメータ」 「可搬型環境モニタリング設備」 「可搬型線量率計」 「可搬型ガストモニタ」	設計方針（個数及び容量） (可搬型重大事故等対処設備)	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
71	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型ガストモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の可搬型エア伝送装置は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台を確保する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型ガストモニタ」 「可搬型環境モニタリング設備」 「可搬型エア伝送装置」	設計方針（個数及び容量） (可搬型重大事故等対処設備)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
72	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型充電機は、可搬型線量率計、可搬型ガストモニタ及び可搬型エア伝送装置に給電できる容量を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時及び点検保守による待機時以外のバックアップを含め十分な容量を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 「可搬型充電機」	設計方針（個数及び容量） (可搬型重大事故等対処設備)	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
65	緊急時対策建屋放射線計測設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、隣隔距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (2) 可搬型重大事故等対地設備	【2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対地設備】 可搬型重大事故等対地設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。
66	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御室から100m以上の距離距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	—		
67	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御室から100m以上の距離距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—		
68	緊急時対策建屋放射線計測設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対地設備使用時及び過剰待機時の系統的な影響（電気的影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対地設備使用時及び過剰待機時の系統的な影響（電気的影響を含む。）等】 重大事故等対地設備の系統的な影響についての考慮を説明する。
69	緊急時対策建屋放射線計測設備は、再処理施設と共用する。再処理施設及び燃料加工施設における重大事故等時に同時に対処することを考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【3.2.2 重大事故等対地設備 (2) 共用】 重大事故等対地設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
70	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型ガスモニタ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型ガスモニタ及び可搬型ガスモニタは、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとまることができることを確認するために必要な台数を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型エアモニタ」 「アルファ・ベータ線用サーベイメータ」 「可搬型環境モニタリング設備」 「可搬型ガスモニタ」	<計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 可搬型ガスモニタ	V-1-1-3-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対地設備の個数及び容量】 重大事故等対地設備の個数及び容量について説明する。
71	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型データ伝送装置は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台を確保する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」 「可搬型データ伝送装置」	—		
72	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型充電機は、可搬型充電機、可搬型ガスモニタ及び可搬型データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とする。また、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機時等のバックアップを含め十分な容量を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 「可搬型充電機」	<充電機> ・容量	V-1-1-3-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対地設備の個数及び容量】 重大事故等対地設備の個数及び容量について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求②)	申請対象設備 (1項要求①)	仕様表	添付書類
73	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
74	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
75	緊急時対策建屋放射線計測設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び雨水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」 施設共通 基本設計方針	設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備)) 基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、漏水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
76	緊急時対策建屋放射線計測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	管理宣言	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
77	緊急時対策建屋放射線計測設備は、想定される重大事故等が発生した場合において操作が支障ないように、当該設備の設置場所が操作可能な設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針(環境条件等(重大事故等対処設備の設置場所))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
78	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型グストモニタは、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確保するため、校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型線量率計) (可搬型グストモニタ)	設計方針(試験・検査)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
79	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型充電機は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確保するため、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型データ伝送装置) (可搬型充電機)	設計方針(試験・検査)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項重要点)	申請対象設備 (1項新規点)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項重要点)	申請対象設備 (1項新規点)	仕様表	添付書類
73	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
74	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
75	緊急時対策建屋放射線計測設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び雨水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。
76	緊急時対策建屋放射線計測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	管理宣言	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
77	緊急時対策建屋放射線計測設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (2) 重大事故等対処設備の設置場所 (3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
78	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ガストモニタは、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、点検、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型線量率計） （可搬型ガストモニタ）	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験、検査性 (2) 試験、検査性	【2.6 操作性及び試験、検査性 (2) 試験、検査性】 ・重大事故等対処設備の試験、検査性を説明する。
79	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型データ伝送装置） （可搬型発電機）	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験、検査性 (2) 試験、検査性	【2.6 操作性及び試験、検査性 (2) 試験、検査性】 ・重大事故等対処設備の試験、検査性を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求②)	申請対象設備 (1項要求①)	仕様表	添付書類
80	可搬型環境モニタリング設備は、「1-1-1 第2章 6.放射線管理施設」の監視測定用濃縮率で運転可能な設計とする。	定義	基本方針	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
81	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機への燃料の補給は、第2章 個別事項の「7.4 補機駆動用燃料補給設備」の軽油用タンクローリから燃料を補給可能な設計とする。	定義	基本方針	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
82	7.7.6 緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を供給するため、緊急時対策建屋電源設備として、多重性を有する電源設備及び燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	【V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備 (2) 燃料補給設備】	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 【(2) 燃料補給設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
83	緊急時対策建屋電源設備の電源設備は、外部電源が喪失し、重大事故等が発生した場合に、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋低圧系統400V緊急時対策建屋用母線(母線兼施設と共用)及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備	基本方針 設計方針(電源設備)	—	【V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備】	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
84	緊急時対策建屋電源設備は、緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統400V緊急時対策建屋用母線を介して、緊急時対策建屋機内設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備に給電できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備	基本方針 設計方針(電源設備)	—	【V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備】	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
85	また、緊急時対策建屋用発電機は、運転中においても燃料油移送ポンプにより燃料の補給が可能とする。	機能要求②	緊急時対策建屋電源設備 「燃料油配管・弁」 (燃料油配管・弁)	基本方針 設計方針(電源設備)	—	【V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備】	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
86	燃料補給の本系統の管路として、燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	【V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備】	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
87	緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備は、重大事故等への対処に必要な燃料を供給できるようにするため、重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備 (重油貯槽)	基本方針 設計方針(電源設備)	—	【V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (2) 燃料補給設備】	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(2) 燃料補給設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
88	緊急時対策建屋は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために代替電源である緊急時対策建屋電源設備から給電ができる設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備	基本方針 設計方針(電源設備)	—	【V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2. 基本方針 (3) 代替電源設備について V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所)】	【2.1 (3) 代替電源設備について】 ・緊急時対策建屋の代替電源からの給電に関する基本方針を示す。 【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 【V-1-1-3-7-11 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所)】にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	
89	緊急時対策建屋電源設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、隣隔距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備	設計方針(共通要因故障に対する考慮等(常設重大事故等対処設備))	—	【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備】	【2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
80	可搬型環境モニタリング設備は、「1-1-1 第2章 6.放射線管理施設」の監視測定用濃縮率で運転可能な設計とする。	定義	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—
81	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機への燃料の補給は、第2章 個別事項の「7.4 補機駆動用燃料補給設備」の軽油用タンクローリから燃料を補給可能な設計とする。	定義	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—
82	7.7.6 緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、緊急時対策建屋電源設備として、多重性を有する電源設備及び燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備 (2) 燃料補給設備	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 【(2) 燃料補給設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。
83	緊急時対策建屋電源設備の電源設備は、外部電源が喪失し、重大事故等が発生した場合、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋低圧系統400V緊急時対策建屋用母線(再処理施設と共有)及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。
84	緊急時対策建屋電源設備は、緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統400V緊急時対策建屋用母線へ、緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備に給電できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。
85	また、緊急時対策建屋用発電機は、運転中においても燃料油移送ポンプにより燃料の補給が可能な設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 (電源設備) (燃料油移送ポンプ) (燃料油配管・弁)	<ポンプ> ・構造 <主配管> ・外径、厚さ	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。
86	燃料補給の本系統の管路として、燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。
87	緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備は、重大事故等への対処に必要な燃料を供給できるようにするため、重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (2) 燃料補給設備	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(2) 燃料補給設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。
88	緊急時対策建屋は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために代替電源である緊急時対策建屋電源設備から給電ができる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2. 基本方針 (3) 代替電源設備について V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所)	【2.1 (3) 代替電源設備について】 ・緊急時対策建屋の代替電源からの給電に関する基本方針を示す。 【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 「V-1-1-3-7-1」設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所)にて、詳細を展開する。
89	緊急時対策建屋電源設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、物理距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。

項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求)	申請対象設備 (1項要求①)	仕様表
90	緊急時対策建屋電源設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
91	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、多重性を有する設計とするともに、それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (緊急時対策建屋用発電機) (高圧系統0.9kV緊急時対策建屋用母線) (低圧系統400V緊急時対策建屋用母線)	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
92	緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、多重性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (燃料油移送ポンプ)	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
93	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、多重性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
94	緊急時対策建屋電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備	設計方針（感影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 感影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目 番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
90	緊急時対策建屋電源設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対地設備	【2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対地設備】 常設重大事故等対地設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。
91	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用電機は、多重性を有する設計とするとともに、それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (緊急時対策建屋用発電機) (高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線) (低圧系統460V緊急時対策建屋用母線)	—			
92	緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、多重性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (燃料油移送ポンプ)	—			
93	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、多重性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	—			
94	緊急時対策建屋電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.4 影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対地設備使用時及び過常時機時の系統的な影響(電気的影響を含む。)等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対地設備使用時及び過常時機時の系統的な影響(電気的影響を含む。)等】 重大事故等対地設備の系統的な影響についての考慮を説明する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求②)	申請対象設備 (1項要求①)	仕様表
95	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (燃料油移送ポンプ)	設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
96	緊急時対策建屋電源設備は、再処理施設と共用する。再処理施設及びFMO燃料加工施設における重大事故等時に同時に発生することを考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (数量及び容量) (常設重大事故等対処設備)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 V-1-1-3-1-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所) V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【重大事故等対処設備の数量及び容量】 重大事故等対処設備の数量及び容量について説明する。 【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 ・(1) 電源設備 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	
97	再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、緊急時対策建屋に給電するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を設置し多量性を有するとともに、独立した系統構成を有する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (緊急時対策建屋用発電機)	設計方針 (数量及び容量) (常設重大事故等対処設備)	V-1-1-3-1-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)	【重大事故等対処設備の数量及び容量】 重大事故等対処設備の数量及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
98	再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有する台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有し、多量性を有する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (燃料油移送ポンプ)	設計方針 (数量及び容量) (常設重大事故等対処設備)	V-1-1-3-1-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)	【重大事故等対処設備の数量及び容量】 重大事故等対処設備の数量及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
99	再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくても、緊急時対策建屋用発電機の7日以上の連続運転に必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋電源設備 「燃料供給設備」 (重油貯槽)	設計方針 (数量及び容量) (常設重大事故等対処設備)	V-1-1-3-1-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)	【重大事故等対処設備の数量及び容量】 重大事故等対処設備の数量及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100	緊急時対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風 (台風) 等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備	設計方針 (環境条件等) (常設重大事故等対処設備)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
101	緊急時対策建屋電源設備は、溢水量を考慮し、影響を受けやすい高さへの設置及び放水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 運用要求	緊急時対策建屋電源設備 施設共通 基本設計方針	設計方針 (環境条件等) (常設重大事故等対処設備) 基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
102	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確保するため、独立して外観点検、起動試験及び分解点検が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (緊急時対策建屋用発電機) (燃料油移送ポンプ)	設計方針 (試験・検査)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
103	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確保するため、独立してパラメータ確認及び開えり確認が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 「燃料供給設備」 (重油貯槽)	設計方針 (試験・検査)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求①)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
95	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。
96	緊急時対策建屋電源設備は、再処理施設と共用する。再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等時に同時に対応することを考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定機能に関する説明書 (緊急時対策所)	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	
97	再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、緊急時対策建屋に給電するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を設置し多量性を有するとともに、独立した系統構成を有する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (緊急時対策建屋用発電機)	<発電機> ・容量	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定機能に関する説明書 (緊急時対策所)	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	
98	再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有する台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有し、多量性を有する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (燃料油移送ポンプ)	<ポンプ> ・容量	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定機能に関する説明書 (緊急時対策所)	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	
99	再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくても、緊急時対策建屋用発電機の7日以上の連続運転に必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	<容器> ・容量	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定機能に関する説明書 (緊急時対策所)	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	
100	緊急時対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風 (台風) 等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 自然現象により発生する荷重による影響 【設置重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。】	
101	緊急時対策建屋電源設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び放水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 運用要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (燃料油移送ポンプ)	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 【機能要求②】 緊急時対策建屋用発電機 燃料油移送ポンプ	
102	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、独立して外観点検、起動試験及び分解点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (緊急時対策建屋用発電機) (燃料油移送ポンプ)	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	
103	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、独立してパラメータ確認及び漏えい確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項要求)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項要求)	申請対象設備 (1項要求)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
104	7.7.7 通信連絡設備 通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合においてもWAX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	基本方針 設計方針（通信連絡設備）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-2-3 系統図 通信連絡設備 系統図	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「通信連絡設備 系統図」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
105	また、緊急時対策所においてWAX燃料加工施設の情報を把握する設備及び緊急時対策所にパラメータ等を伝送するための設備として、情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を重大事故等対応設備として設ける設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針（通信連絡設備）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書」にて、詳細を展開する。 「通信連絡設備の系統図」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
106	通信連絡設備については、「1 1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に基づくものとする。	定義	基本方針	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目 番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規⑤)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規⑤)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
104	7.7.7 通信連絡設備 通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合においてもWAX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	通信連絡設備	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-2-3 系統図 通信連絡設備 系統図	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「通信連絡設備 系統図」にて、詳細を展開する。
105	また、緊急時対策所においてWAX燃料加工施設の情報を把握する設備及び緊急時対策所にパラメータ等を伝達するための設備として、情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を重大事故等対応設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	通信連絡設備	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書」にて、詳細を展開する。 「通信連絡設備の系統図」にて、詳細を展開する。
106	通信連絡設備については、「1 1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に基づくものとする。	定義	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—

凡例
○：「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
—：当該申請回次で記載しない項目

令和3年9月13日 R0

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

注：本別紙は追而とする。

令和3年9月13日 R0

別紙 4

添付書類の発電炉との比較

注：本別紙は追而とする。

令和3年9月13日 R0

別紙5

補足説明すべき項目の抽出

注：本別紙は追而とする。

別紙 6

変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

注：本別紙は追而とする。